

学 习 院 大 学
大 学 院 学 则 案

昭和28年4月1日
施行

改正 平成13年5月29日

本院はすべて社会的地位や身分にかかわらず広く男女学生を教育することを本旨として、教育基本法及び学校教育法に基づいて次の諸学校の学則の定めるところによつてこれらの男女に幼児の保育から大学教育に至る一貫した教養を与え、高潔な人格、確乎とした識見並びに近代人にふさわしい健全で豊かな思想感情を培い、これによつて人類と祖国とに奉仕する人材を育成することを目的とする。

学習院幼稚園

学習院初等科

学習院女子中等科

学習院中等科

学習院女子高等科

学習院高等科

学習院女子大学

学習院大学

附 則

この学則総記は、平成13年5月29日から施行する。

学 習 院 大 学 大 学 院 学 則

昭和28年4月1日
施行

改正	昭和30年4月1日	昭和32年4月1日
	昭和36年4月1日	昭和40年4月1日
	昭和42年4月1日	昭和43年4月1日
	昭和44年4月1日	昭和47年4月1日
	昭和48年4月1日	昭和49年4月1日
	昭和52年4月1日	昭和53年4月1日
	昭和54年4月1日	昭和55年4月1日
	昭和55年5月28日	昭和55年10月29日
	昭和56年4月1日	昭和56年11月6日
	昭和57年4月1日	昭和57年10月29日
	昭和58年4月1日	昭和59年4月1日
	昭和60年4月1日	昭和60年5月27日
	昭和60年10月31日	昭和61年4月1日
	昭和62年4月1日	昭和63年4月1日
	平成元年4月1日	平成元年6月1日
	平成元年10月27日	平成2年4月1日
	平成3年4月1日	平成3年10月30日
	平成4年4月1日	平成4年10月30日
	平成5年4月1日	平成5年10月29日
	平成6年3月28日	平成6年4月1日
	平成6年7月14日	平成7年4月1日
	平成8年4月1日	平成9年4月1日
	平成9年6月1日	平成10年4月1日
	平成11年4月1日	平成12年4月1日
	平成13年4月1日	平成14年4月1日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年4月1日	平成28年4月1日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	令和2年10月1日	令和3年4月1日
	令和4年4月1日	令和5年4月1日
	令和6年4月1日	令和7年4月1日
	令和8年4月1日	

第1章 総則

第1条 本大学院は学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

第3条 修士課程の修業年限は標準2年とする。

2 博士課程の修業年限は標準5年とし、これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する。

3 本学則において、前項の前期2年の課程は博士前期課程といい、後期3年の課程は博士後期課程という。

4 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第2章 研究科の組織、教育研究上の目的及び学生定員

第4条 本大学院に次の研究科を置く。

- 法学研究科
- 政治学研究科
- 経済学研究科
- 経営学研究科
- 人文科学研究科
- 自然科学研究科
- 国際社会科学研究科

第5条 本大学院各研究科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

- 一 法学研究科（博士前期課程）は、法律学について博士後期課程に進学するにふさわしい高度な知識又は高度の専門性を有する職業に必要な知見を修得し、適切な研究手法を用いて、主体的に法的な問題を分析・研究することができる人材を養成する。
- 二 法学研究科（博士後期課程）は、大学教員として学部学生を指導できるレベルの極めて高度な知見を修得し、独創的で明確な研究課題を設定し、適切な研究手法を用いて、主体的かつ自律的に法的な問題を発見・分析・研究することができる人材を養成する。
- 三 政治学研究科（博士前期課程）は、政策課題の発見及び政策立案などに関する高度な専門知識と実務能力を有する人材を養成する。
- 四 政治学研究科（博士後期課程）は、政治学の研究者及びその高度な専門知識を必須とする職業分野で活躍できる人材を養成する。
- 五 経済学研究科（博士前期課程）は、経済学の研究を行うための高度な専門知識を持ち、その知識を必要とする職業分野で活躍する人材及び経済学分野の研究者になるために博士後期課程へ進学できる人材を養成する。
- 六 経済学研究科（博士後期課程）は、高度で深い経済学の専門的知識を持ち、自立して創造的な学術貢献を行いうる研究者を養成する。
- 七 経営学研究科（博士前期課程）は、経営学の研究を行いうる高度な専門知識を持ち、その知識を必要とする職業分野で活躍できる人材を養成する。
- 八 経営学研究科（博士後期課程）は、高度で深い経営学の専門的知識を持ち、自立して創造的な学術貢献を行いうる研究者を養成する。
- 九 人文科学研究科（博士前期課程）は、各専攻分野における専門的な調査研究能力と方法論を身につけさせるとともに、広い視野に立って現代の課題と向き合い学問的に対応することのできる能力を高めることによって、高度な専門性を要する職業に必要な人材を養成する。

哲学専攻は、西洋及び日本の哲学・思想史に関して、原典を読解し、学部段階よりも高度な専門的知識と研究手法を修得させるとともに、広い視野から現代の課題に学問的に対応できる能力を高めることによって、専門研究及び専門性を要する職業に必要な人材を養成する。

美術史学専攻は、美術史について幅広く専門知識を修得し、美術の生成と受容に関する問題や美術と社会の関係に関する歴史的かつ現代的論点など様々な美術史上の課題についての知見を獲得し、自らの研究課題を探求できる人材を養成する。

史学専攻は、多様な分野の授業を通して歴史学における視野を広め、史料読解技術を高め、自身の問題関心に根ざした高水準の実証研究としての修士論文を作成させることにより、高度な専門性を有する職業人を養成する。

日本語日本文学専攻は、日本語・日本文学・日本文化・日本語教育に関する専門的な知識を修得し、分析能力や論述力を高め、新たな研究成果を導き出せる人材を養成する。

英語英米文学専攻は、英語学・英語圏文学の高度で包括的な専門知識を修得させ、論理的で実証的な説明能力を育成し、グローバル化する現代社会において自立的に専門知識を活用できる人材を養成する。

ドイツ語ドイツ文学専攻は、ドイツ語学及びドイツ文学・文化学の研究分野に関する包括的な

専門知識と方法を修得し、独自の研究テーマに関する専門的研究を遂行する能力を育み、現代の文化・社会について専門知に基づいて批判的に分析・考察する能力を有する人材を養成する。

フランス文学専攻は、フランス文学・フランス語学・フランス文化学の研究分野に関する幅広い専門知識を修得し、方法論的な検討をしつつ、特定の専門研究に取り組むことができ、また、専門的研究を通じて文化・社会について分析・考察を的確にできる能力を有する人材を養成する。

心理学専攻は、専門的な心理学の知識を修得し、客観的なデータと論理的な議論を通じて、自らの関心や問題意識を深めながら研究を主体的に進める能力を養い、現代の人間理解と社会問題の解決に寄与できる心理学の研究者又は実務者を養成する。

臨床心理学専攻は、その研究と実践における倫理を身につけつつ、普遍性を重視する科学的視点と個別性を軸とする臨床的視点の両方を含んだ人間心理に対する多面的なアプローチを実践及び研究することができる人材を養成する。

教育学専攻は、教育分野における専門的な調査研究能力と方法論を身につけさせるとともに、教育研究分野の諸問題に関して専門的な知見から思考・省察・判断・表現できる能力を高めることによって、教育の研究と実践の分野において自ら創造的な活動をしていく人材を養成する。

アーカイブズ学専攻は、記録・アーカイブズと人間活動の関係を探究し、それら資料の保存・利用等についての基本的なプログラムを設計・運用するとともに、具体的な研究実践を通して問題解決を図ることができる高度な専門性を有する人材を養成する。

身体表象文化学専攻は、現代のイメージ芸術（主に舞台芸術、映像芸術、マンガ・アニメーション）に関して広い知識を持ち、専攻分野の研究対象を調査・分析し、それを通じて現代文化について独自の意見を発信できる能力を持つ人材を養成する。

十 人文科学研究科（博士後期課程）は、各専攻分野において自立した専門的研究活動を独自に遂行する能力を涵養するとともに、当該分野の研究と教育において先端的で創造的な活動をしていく能力と、その基礎となる広い視野を持った学識を身につけた人材を養成する。

哲学専攻は、西洋及び日本の哲学・思想史に関して、原典を読解し、一層高度な研究を遂行するための能力を涵養するとともに、この分野の研究と教育において先端的で創造的な活動を自立的に展開する能力と、その基礎となる一層高度な学識を身につけた人材を養成する。

美術史学専攻は、美術史に関する高度な専門知識を修得し、分析能力や論述力を錬磨するとともに最先端の研究成果やこれまでの研究蓄積への理解を深め、自ら設定した研究課題に相応しい研究方法を探求して専門的な考究をなし、その過程や結果を論理的かつ創造的に報告できる人材を養成する。

史学専攻は、各自の専門分野において、安定した史料読解能力と深い研究理解に基づく創造性の高い高度な実証論文の執筆を継続し、その成果を博士論文にまとめることで研究・教育面において今後の歴史学界を担う人材を養成する。

日本語日本文学専攻は、日本語・日本文学・日本文化・日本語教育に関するより高度に専門的な知識を修得し、新たな成果を導き出し、今後の研究・教育を担う人材を養成する。

英語英米文学専攻は、英語学・英語圏文学に関する最先端の高度な専門知識を修得させ、論理的で実証的な説明能力を育成し、グローバル化する現代社会において高度な英語運用能力と専門知識を生かす人材を養成する。

ドイツ語ドイツ文学専攻は、ドイツ語学及びドイツ文学・文化学の研究分野に関する高度な専門知識と先端的な理論・方法を修得し、独自の視点に基づく研究活動を自律的に遂行し、現代の文化・社会について専門知に基づいて分析・考察する能力を有し社会に貢献できる人材を養成する。

フランス文学専攻は、フランス文学・フランス語学・フランス文化学の研究分野に関して、広範かつ高度な専門知識と独創的な方法論を修得しつつ、独自の視点に基づく専門研究を行うことができ、また、専門的研究を通じて、文化・社会について分析・考察を的確にできる能力を有する者として社会に貢献できる研究者・教育者を養成する。

心理学専攻は、心理学の最新の知識を修得し、一貫した問題意識とテーマの下で研究を主体的かつ継続的に進めることで新しい心理学の知見を見出し、それによって現代の人間理解と社会問題の解決に寄与できる姿勢と能力を備えた研究者又は実務者を養成する。

臨床心理学専攻は、その研究と実践における倫理を十分に身につけていることを前提に、普遍性を重視する科学的視点と個別性を軸とする臨床的視点の両方を含んだ人間心理に対する多面的なアプローチをより高度なレベルにおいて実践及び研究することができる人材を養成する。

教育学専攻は、教育分野において自立した専門的研究活動を独自に遂行する能力を涵養するとともに、教育研究分野の諸問題に関して専門的な知見から高度に思考・省察・判断・表現できる能力を高めることによって、教育の研究と実践の分野において先端的で創造的な活動をしていく人材を養成する。

アーカイブズ学専攻は、記録・アーカイブズと人間活動の関係を幅広く探究し、それら資料の保存・利用等についての専門的なプログラムを設計・運用するとともに、自立した調査・研究を通して関連する諸問題を科学的かつ創造的に解決に導くことのできる卓越した研究教育の能力と学識を身につけた人材を養成する。

身体表象文化学専攻は、現代のイメージ芸術（主に舞台芸術、映像芸術、マンガ・アニメーション）に関して総括的な知識と歴史的展望とを有し、専攻分野の研究対象に対して批評的一貫性のある分析を遂行し、それに基づいて現代文化について確かな意見を発信し、社会的な行動へと結びつける能力を持つ人材を養成する。

十一 自然科学研究科（博士前期課程）は、学部教育の上に自然科学の高度な専門的知識を持ち、広い視野から創造的な活動を行う能力を持つ人材を養成する。研究においては、教育及び社会との関わりに最大限配慮しつつ、科学の発展に本質的な形で寄与することを目指す。

物理学専攻は、自然現象を理解する上で不可欠となる論理的思考力、実験観察の技術及び方法論並びに演習を通じた問題解決力を身につけ、それらの経験を生かして一般社会においてもリーダーシップを発揮して活躍できる人材を養成する。

化学専攻は、学部教育で修得した科学的思考力・実験技術の基礎の上に、化学分野の専門的知識を幅広く身につけ、広い視野から化学分野の諸問題に対し主体的に研究に取り組むことができる人材を養成する。

数学専攻は、学部教育で修得した論理的思考力と計算力の基礎の上に、数学の各分野の専門知識を幅広く身につけ、広い視野を持って自らの専門分野の研究に取り組み、成果を上げられる人材を養成する。

生命科学専攻は、学部教育で修得した生物を構成する分子・細胞、生物個体の構造・機能・相互作用などについての基礎的な知識の理解の上に、生命科学分野の高度な専門知識及び研究方法を幅広く身につけ、広い視野を持って自らの専門分野の研究に取り組み、成果を上げられる人材を養成する。

十二 自然科学研究科（博士後期課程）は、自然科学の高度で深い専門的な知識を持ち、自立して研究活動のできる創造性豊かな人材を養成する。研究においては、教育及び社会との関わりに最大限配慮しつつ、科学の発展に本質的な形で寄与することを目指す。

物理学専攻は、自然現象を理解する上で不可欠となる論理的思考力、実験観察の技術及び方法論並びに演習を通じた問題解決力を身につけ、それらの経験を生かして一般社会及び学術界においてリーダーシップを発揮して活躍できる人材を養成する。

化学専攻は、化学分野の高度で専門的な知識・研究能力を身につけ、自ら自然科学分野における課題を見つけ、その解決に向けて自立して研究活動を行うことのできる人材を養成する。

数学専攻は、博士前期課程で修得した幅広い数学分野の専門知識に基づいて、自ら数学の問題を見つけ、論理的思考や計算を通して新しい数理現象を見出し、数学の発展に貢献する人材を養成する。

生命科学専攻は、博士前期課程で修得した幅広い生命科学分野の専門知識及び研究手法に基づいて、論理的思考及び独自の視点から生命科学における研究課題を自ら設定した上で、最先端の専門知識及び研究方法を駆使してそれらを分子レベルで解明し、その研究成果を発表することで、生命科学の発展に大きく貢献することができる人材を養成する。

十三 国際社会科学研究所（修士課程）は、グローバル社会が直面する諸課題をデータに基づいた定量的アプローチにより分析し、それらの課題に対する現実的な解決策を提示できる高度な専門知識と課題解決能力を有する人材を養成する。

第6条 本大学院各研究科に次の専攻を置く。

修士課程

研究科	専攻
国際社会科学研究所	国際社会科学専攻

博士課程

研究科	専攻
法学研究科	法律学専攻
政治学研究科	政治学専攻
経済学研究科	経済学専攻
経営学研究科	経営学専攻
人文科学研究科	哲学専攻 美術史学専攻 史学専攻 日本語日本文学専攻 英語英米文学専攻 ドイツ語ドイツ文学専攻 フランス文学専攻 心理学専攻 臨床心理学専攻 教育学専攻 アーカイブズ学専攻 身体表象文化学専攻
自然科学研究所	物理学専攻 化学専攻 数学専攻 生命科学専攻

第7条 本大学院各研究科の定員は、次のとおりとする。

修士課程

研究科	専攻	入学定員	収容定員
国際社会科学研究所	国際社会科学専攻	6	12

博士課程

研究科	専攻	前期課程		後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法学研究科	法律学専攻	10	20	3	9
政治学研究科	政治学専攻	15	30	5	15
経済学研究科	経済学専攻	10	20	3	9
経営学研究科	経営学専攻	10	20	3	9
人文科学研究科	哲学専攻	10	20	3	9
	美術史学専攻	10	20	3	9
	史学専攻	15	30	3	9
	日本語日本文学専攻	20	40	3	9
	英語英米文学専攻	10	20	3	9
	ドイツ語ドイツ文学専攻	5	10	2	6
	フランス文学専攻	5	10	2	6
	心理学専攻	6	12	2	6
	臨床心理学専攻	12	24	3	9
教育学専攻	20	40	5	15	

	アーカイブズ学専攻	15	30	3	9
	身体表象文化学専攻	10	20	3	9
自然科学研究科	物理学専攻	15	30	3	9
	化学専攻	15	30	3	9
	数学専攻	6	12	3	9
	生命科学専攻	15	30	3	9

第3章 教育課程及び履修方法

第8条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 本大学院各研究科の授業科目は、別表1のとおりとする。
- 5 各研究科専攻別の履修方法は、それぞれの研究科において別に定める。
- 6 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。
 - 一 講義（外国語を除く。）及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 講義（外国語）、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 講義（外国語を除く。）又は演習のいずれかと、他の授業の方法を併用する場合には、計30時間の授業をもって1単位とする。
- 7 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
- 8 各授業科目の授業は、13週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、別に定める期間において授業を行うことができる。

第9条 修士課程又は博士前期課程の学生は、2年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について、30単位以上を修得し、さらに修士の学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。ただし、法学研究科、政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科及び国際社会科学研究科においては、当該研究科の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の提出をもって修士の学位論文の提出に代えることができる。

- 2 博士後期課程の学生は、3年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について、法学研究科・政治学研究科・経済学研究科・経営学研究科にあつては8単位以上を、人文科学研究科・自然科学研究科にあつては20単位以上を修得し、さらに博士の学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。
- 3 在学年数は、修士課程又は博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることができない。
- 4 博士前期課程を修了して博士後期課程に進学する場合には入学検定に合格しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究成果を中心とし、これに関連ある科目について行うものとする。

第10条 各研究科において教育研究上有益と認めるときには、他の大学院とあらかじめ協議の上、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 各研究科において教育研究上有益と認めるときには、他の大学院又は研究機関とあらかじめ協議の上、他の大学院又は研究機関において研究指導を受けさせることができる。
- 3 前2項に基づいて修得した単位について、修士課程、博士前期課程又は博士後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。ただし、算入することができる単位数は、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程を通じて15単位を限度とする。
- 4 各研究科において教育研究上有益と認めるときには、学生が当該研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院において既に修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）について、修士課程、博士前期課程又は博士後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。ただし、当該研究科に入学する前に他の大学院において既に修得した単位については、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程を通じて15単位を限度とする。
- 5 前2項により算入することのできる単位数のうち、他の大学院において修得した単位について

は、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程を通じて合計20単位を限度とする。

6 各研究科において教育研究上有益と認めるときには、学生が当該研究科に入学する前に本大学院の委託生、研究生又は協定留学生として在籍していたときに履修し、合格した授業科目について、単位を修得したものとみなし、その単位を修士課程、博士前期課程又は博士後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。

7 前各項のために必要な事項は、各研究科において別に定める。

第11条 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を、所定の期間内に届け出て、承認を得なければならない。

2 授業科目の選択、論文の作成、研究一般については、指導教授の指導に従わなければならない。

3 各研究科専攻別の履修方法の詳細は、別表1のとおりとする。

第12条 教育職員免許状を取得しようとする者は、各研究科の授業科目より教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

免許状の種類		中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
研究科・専攻			
政治学研究科	政治学専攻	社会	公民
経済学研究科	経済学専攻	社会	公民
経営学研究科	経営学専攻	社会	公民
人文科学研究科	哲学専攻	社会	公民
	史学専攻	社会	地理歴史
	日本語日本文学専攻	国語	国語
	英語英米文学専攻	外国語（英語）	外国語（英語）
	ドイツ語ドイツ文学専攻	外国語（ドイツ語）	外国語（ドイツ語）
	フランス文学専攻	外国語（フランス語）	外国語（フランス語）
自然科学研究科	物理学専攻	理科	理科
	化学専攻	理科	理科
	数学専攻	数学	数学
	生命科学専攻	理科	理科

研究科・専攻	免許状の種類
人文科学研究科	教育学専攻
	小学校教諭専修免許状

第4章 試験及び教育課程修了の認定

第13条 授業科目修了の認定は、試験による。

2 前項の試験の成績は、100点を満点とし、60点以上をもって合格とする。

成績の表示は

100点～90点 秀（S）、89点～80点 優（A）、79点～70点 良（B）、69点～60点 可（C）、59点～0点 不可（F）

とする。

第14条 修士課程又は博士前期課程を修了するためには、第9条第1項により、2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修業年限に関しては、政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、人文科学研究科、自然科学研究科及び国際社会科学研究科においては、当該研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、1年まで短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第4項及び第6項により、学生が当該研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院において既に修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該研究科において修得したものとみなし、当該単位の修得により当該研究科の修士課程又は博

士前期課程の教育課程の一部を履修したと認める学生に関しては、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該研究科に1年間在学したものとみなすことができる。

3 本条第1項ただし書き及び前項を併用する場合であっても、修士課程又は博士前期課程の学生は、修了要件として、少なくとも1年間は本大学院に在学しなければならない。

第15条 博士課程を修了するためには、第9条第1項及び第2項により、5年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修業年限に関しては、経済学研究科、人文科学研究科及び自然科学研究科においては、当該研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、3年まで短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第4項及び第6項により、学生が当該研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院において既に修得した単位を当該研究科において修得したものとみなし、当該単位の修得により当該研究科の博士課程（後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認める学生に関しては、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該研究科の博士前期課程に1年間在学したものとみなすことができる。

3 経済学研究科に限り、博士後期課程より入学し、当該研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、修業年限を2年まで短縮することができる。

第16条 教育課程修了の認定は、各研究科委員会がこれを行う。

2 学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査並びに最終試験の成績評価は、別に定める審査委員会の審査に基づいて研究科委員会が行う。

3 修士論文及び特定の課題についての研究の成果の成績は、第13条第2項の規定を準用する。

4 博士論文の成績は、合格・不合格とに分ける。

5 最終試験の成績は、合格・不合格とに分ける。

第5章 学位

第17条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

(1) 修士課程	国際社会科学研究科	国際社会科学専攻	修士（社会科学）	
(2) 博士前期課程	自然科学研究科	法学研究科	修士（法学）	
		政治学研究科	修士（政治学）	
		経済学研究科	修士（経済学）	
		経営学研究科	修士（経営学）	
		人文科学研究科	哲学専攻	修士（哲学）
			美術史学専攻	修士（美術史学）
			史学専攻	修士（史学）
			日本語日本文学専攻	修士（日本語日本文学）
			英語英米文学専攻	修士（英語英米文学）
			ドイツ語ドイツ文学専攻	修士（ドイツ語ドイツ文学）
			フランス文学専攻	修士（フランス文学）
			心理学専攻	修士（心理学）
			臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）
			教育学専攻	修士（教育学）
	アーカイブズ学専攻	修士（アーカイブズ学）		
	身体表象文化学専攻	修士（表象文化学）		
	物理学専攻	修士（理学）		
	化学専攻	修士（理学）		

(3)博士後期課程	法学研究科	数学専攻	修士(理学)
	政治学研究科	生命科学専攻	修士(理学)
	経済学研究科	法律学専攻	博士(法学)
	経営学研究科	政治学専攻	博士(政治学)
	人文科学研究科	経済学専攻	博士(経済学)
		経営学専攻	博士(経営学)
		哲学専攻	博士(哲学)
		美術史学専攻	博士(美術史学)
		史学専攻	博士(史学)
		日本語日本文学専攻	博士(日本語日本文学)
		英語英米文学専攻	博士(英語英米文学)
		ドイツ語ドイツ文学専攻	博士(ドイツ語ドイツ文学)
		フランス文学専攻	博士(フランス文学)
		心理学専攻	博士(心理学)
	臨床心理学専攻	博士(臨床心理学)	
	教育学専攻	博士(教育学)	
	アーカイブズ学専攻	博士(アーカイブズ学)	
	自然科学研究科	身体表象文化学専攻	博士(表象文化学)
		物理学専攻	博士(理学)
		化学専攻	博士(理学)
数学専攻		博士(理学)	
生命科学専攻		博士(理学)	

第18条 本大学院の修士課程、博士前期課程及び博士後期課程においてそれぞれ第9条所定の単位を修得し、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者にはそれぞれの学位を授与する。

第19条 本大学院の博士課程を経ないで論文を提出して博士の学位を請求した者については、論文の審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し本学の博士課程を経た者と同様に広い学識と研究指導能力を有することが確認された場合には博士の学位を授与することができる。

第20条 本学則に定めるもののほか、本大学院における学位の授与に関して必要な事項は別に定めるところによる。

第6章 入学、専攻の変更、休学、退学及び留学

第21条 本大学院の修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者
- 二 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、次のアからケまでのいずれかに該当する者
 - ア 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - イ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - エ 日本国内において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - オ 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部

科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であってエの指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

カ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

キ 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

ク 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

ケ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第22条 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修士の学位又は専門職学位を有する者

二 学校教育法施行規則第156条の規定により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者で、次のア～キのいずれかに該当する者

ア 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

イ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

ウ 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

エ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

オ 外国の学校、ウの指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

カ 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

キ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第23条 入学の時期は学年又は学期の始めとする。

第24条 入学は、検定によってこれを決定する。入学検定の方法は、別に定めるところによる。

第25条 本大学院を退学した者が、再入学を志願する場合は、選考の上退学時に在籍していた研究科に限り、これを許可することがある。

2 前項により入学を許可された者に対しては、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

3 本条による再入学については、第33条及び第34条の規定を準用する。

4 前2項の規定にかかわらず、博士後期課程に3年以上在学し、第9条第2項に規定する所定の単位を修得するとともに必要な研究指導を受けた者で、退学後3年以内に学習院大学学位規程第16条に規定する学位論文提出のために再入学する場合の取扱いについては、別に定める。

第26条 入学後1年以上を経た者が、研究科内における専攻の変更を希望したときは、学年の始めに限り、選考の上これを許可することがある。

第27条 病気その他やむを得ない理由により3か月以上欠席しようとする者は、学長の許可を得て休学することができる。病気による場合には、医師の診断書を提出しなければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き休学を要する者は、学長の許可を得て、修士課程及び博士前期課程では更に1年間、博士後期課程では更に2年間を限度に休学

することができる。

3 休学期間は、通算して修士課程又は博士前期課程で2年、博士後期課程で3年を超えることができない。

第28条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第29条 願出期日より3か月以内に休学理由が消滅した場合には、届出により遡って休学許可を取り消す。

第30条 休学の許可を得た者については、休学期間中の本大学院における授業料、施設設備費及び研究実験費を減免する。

第31条 病気その他の理由で退学しようとする者は、理由を付し、保証人が連署して学長に願い出なければならない。病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第32条 外国の大学院への留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は、原則として1年間とする。ただし、特別の理由がある場合には、学長の許可を得て、国際社会科学研究科修士課程及び博士前期課程では更に1年間、博士後期課程では更に2年間で限度に留学期間の延長を認めることができる。

3 留学期間は、通算して国際社会科学研究科修士課程及び博士前期課程で2年、博士後期課程で3年を超えることができない。

4 留学の許可を得た者については、その留学期間を在学年数に算入する。

5 留学の許可を得た者が、留学した大学院において修得した単位については、研究科委員会の議を経て、第10条第1項から第3項までに基づいて修得した単位と合わせ、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程を通じて合計15単位を限度として本大学院において修得した単位として認定することができる。ただし、同条第5項の規定に基づき、他の大学院において修得した単位については、当該研究科に入学する前に他の大学院において既に修得した単位と合わせ、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程を通じて合計20単位を限度とする。

6 留学の許可を得た者については、留学期間中の本大学院における授業料、施設設備費及び研究実験費を減免する。

7 外国の大学院との交流協定に基づく留学者で、その協定によって留学先大学院の納付金が免除されるときは、前項にかかわらず納付金を納付しなければならない。

8 留学についての細目は、別に定めるところによる。

第7章 入学検定料、入学金、授業料その他

第33条 本大学院に入学を出願する者は、別表2の入学検定料を納付しなければならない。

2 既納の入学検定料は返付しない。

第34条 本大学院に入学を許可された者は、別表2の入学金並びに別表3の授業料及び施設設備費、その他の納付金を納め、誓約書・保証書及び住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

第35条 学生は、別表3の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

2 人文科学研究科心理学専攻、臨床心理学専攻、教育学専攻及び自然科学研究科の学生は、前項に定めるもののほか、別表3の研究実験費を納付しなければならない。

3 学生は、前2項のほか、履修科目に応じ、別に定めるところにより履修費及び実習費を納付しなければならない。

第36条 委託生及び研究生の納付すべき授業料及び研究実験費は、別表4による。

第37条 科目等履修生として願い出る場合の選考料は、別表5による。

2 科目等履修生の納付すべき登録料及び履修料は、別表5による。

第38条 協定留学生の納付すべき授業料その他の納付金は、正規の学生が納付すべき金額と同額とする。

第39条 交流学生の納付すべき履修料は、別表5による。

第40条 第33条から前条までの規定にかかわらず、別に定めるところにより入学検定料及び入学金、授業料その他の納付金を減免することができる。

第41条 学生は、在学中に授業料その他の納付金に変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

第42条 既納の授業料その他の納付金は返付しない。ただし、年額の授業料を納付している者が第1学期に退学する場合、所定の手続きにより、第2期分の授業料を返付することがある。

第8章 教員組織及び運営組織

第43条 本大学院における授業及び指導は、本大学の教授、准教授又は特別任用教授がこれを担当する。ただし、特別の事情がある場合には、特別客員教授、講師又は助教に担当させることがある。

第44条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、当該研究科所属の教授、准教授、特別任用教授及び講師をもってこれを組織する。

2 研究科委員会に委員長を置き、別に定めるところに従って当該研究科所属の教授から選出する。

第45条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

一 学生の入学及び課程の修了

二 学位の授与

三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科委員長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、また、学長及び研究科委員長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第46条 各研究科に関連する共通事項を審議するために大学院委員会を置き、別に定めるところに従ってこれを組織する。

2 大学院委員会は、学長が招集してその議長となる。

第47条 大学院委員会は、次の事項を審議する。

一 研究及び授業に関する事項

二 学位（博士）の授与に関する事項

三 大学院の学則及び諸規程の変更に関する事項

四 その他大学院に関する重要事項

第48条 大学院に関する事務は、本大学事務組織が担当する。

第9章 研究指導施設・研究施設

第49条 本大学院に、研究室、演習室及び実験、実習室を置く。本大学の学部及びその他の施設は必要に応じ、大学院学生の研究及び指導に充てる。

2 本大学院人文科学研究科に臨床心理相談室を置く。

3 本大学院自然科学研究科に基礎物性研究センターを置く。

第10章 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生、交流学生、外国人学生

第50条 本大学院の授業科目の1科目又は数科目の履修を願い出た者に対しては、選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の期間は、半年又は1年とする。

第51条 本大学院は、官公庁、外国政府、その他の機関又は団体の委託に基づき入学を希望する者に対して、選考の上委託生としてこれを許可することがある。

2 委託生の在学期間は、半年又は1年とする。

第52条 第22条に定める各号のいずれかに該当する者が、本大学院研究科の教員指導の下に特定の研究を願い出たときは、選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の在学期間は、半年又は1年とする。

第53条 協定留学生とは、第21条又は第22条に定める入学検定によらないで、本大学と外国の大学との交流協定に基づき入学を許可された者をいう。

2 協定留学生の期間は、原則として1年とする。

第54条 交流学生とは、本大学と他大学との交流協定に基づき本大学院研究科の特定の授業科目を履修することを許可された者をいう。

第55条 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生は、第7条に定める入学定員及び収容定員に算入しない。

第56条 科目等履修生及び交流学生は、その履修した科目について受験することができる。これについて研究科委員会の議を経ることを要しない。

2 前項により試験に合格した者に対しては、本大学院所定の単位を与える。

また、科目等履修生が成績証明書を請求したときは、これを交付する。

第57条 委託生、研究生及び協定留学生が、その履修した授業科目について受験を希望した場合には、研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。

2 前項により受験を希望した者が成績証明書を請求したときは、これを交付する。

第58条 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生についての細目は、別に定めるところによる。

第59条 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生は、正規の学生と同じく一般規則を遵守しなければならない。

第60条 本大学院入学資格と同等以上の学力を有し、かつ外国公館の証明ある外国人学生は選考の上入学を許可することがある。

第11章 学年、学期及び休業日

第61条 本大学院の学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて2学期とし、第1学期・第2学期と称する。

3 前項の学期の期間については、別に定める。

第62条 授業を行わない日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律による祝日と休日
- 三 開学記念日 5月15日
- 四 開院記念日 10月17日
- 五 春季休業 2月上旬から3月下旬まで
- 六 夏季休業 8月上旬から9月中旬まで
- 七 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

第63条 学長は、必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、臨時に授業を行う日又は授業を行わない日を定めることができる。

第12章 厚生保健施設その他

第64条 学生は、別に定める規定にしたがって次の施設を利用することができる。

- 一 学寮
- 二 集会施設
輔仁会館
- 三 生活相談施設
学生相談室
- 四 保健施設
保健センター
- 五 運動施設
- 六 課外活動施設
黎明会館
富士見会館
- 七 山岳施設
光徳小屋（奥日光）
- 八 臨海施設
沼津游泳場（沼津）
- 九 校外教育施設
西田幾多郎博士記念館（学習院寸心荘）（鎌倉）

第13章 奨学制度

第65条 本大学院は、成績優秀で品行方正な学生又は経済的に修学困難の事情が生じた学生に対する奨学制度を設ける。奨学制度に関する規程は別に定める。

第14章 賞罰及び除籍

第66条 学長は、特に推奨すべき行為のあった学生を表彰することができる。

第67条 学生が、本大学院の規則若しくは命令に背き又は学生の本分に反する行為を行った場合には、当該研究科委員会の議を経て、学長が懲戒を加える。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第68条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- 一 第9条第3項で定められた在学年数を超える者
 - 二 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促を受けても納付しない者
- 2 前項第二号によって除籍になった者が、当該年度中に未納金を納付した場合には、除籍を解除することがある。

第15章 改正

第69条 この学則の改正は、各研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、大学協議会の承認を得なければならない。

附 則

昭和28年4月1日から施行する。

附 則

昭和30年4月1日から施行する。

附 則

昭和32年4月1日から施行する。

附 則

昭和36年4月1日から施行する。

附 則

昭和40年4月1日から施行する。

附 則

昭和42年4月1日から施行する。

附 則

昭和43年4月1日から施行する。

附 則

昭和44年4月1日から施行する。

附 則

昭和47年4月1日から施行する。

附 則

昭和48年4月1日から施行する。

附 則

昭和49年4月1日から施行する。

附 則

昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年5月28日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和55年10月29日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年11月6日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年10月29日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年5月27日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年10月31日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年10月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成3年3月31日に国文学専攻に在籍するものについては、当該専攻に在籍しなくなるまでの間従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成3年10月30日から施行する。
- 2 第22条の2、第22条の3、別表3、別表4および別表5については、平成4年4月1日から適用する。
- 3 第13条の規定にかかわらず、平成2年4月1日以前の人文科学研究科国文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

修士（国文学）

博士（国文学）

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年10月30日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年10月29日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成6年3月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年7月14日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表1の「一 法学研究科」については、平成5年4月1日以降に在籍する者に溯及適用する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3又は別表4を適用する。
- 3 改正後の第10条の2の規定は、平成12年度以後の入学者について適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3又は別表4を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度入学者の納付金について、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者の納付金について、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3又は別表4を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第19条の規定は、平成19年度人文科学研究科入学者についても適用する。
- 3 平成20年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度以降の入学者の納付金について、施行日前に納付する場合にも別表3又は別表4を適用する。
- 2 平成21年3月31日以前の入学者の納付金については、なお従前の例による。
- 3 第13条の規定にかかわらず、平成20年4月1日以前の人文科学研究科イギリス文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。
修士（イギリス文学）
博士（イギリス文学）

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第13条の規定にかかわらず、平成21年4月1日以前の人文科学研究科ドイツ文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。
修士（ドイツ文学）
博士（ドイツ文学）

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。
- 3 平成25年3月31日以前の入学者の納付金のうち別表3については、維持費を施設設備費に改めるほかは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3又は別表4を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第13条第2項及び第16条第3項の規定にかかわらず、平成27年度以前履修規定適用者が平成28年度以降に修得した成績の表示は、次のとおりとする。ただし、平成27年度以前に修得した成績は、なお従前の例による。

100点～80点 優（A）、79点～70点 良（B）、
69点～60点 可（C）、59点～0点 不可（F）

- 3 平成28年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

一 法学研究科

専攻	博士前期課程		博士後期課程		備考
	授業科目	単位	授業科目	単位	
法 学 専 攻	法学基礎研究	2	憲法特別研究	4	
	憲法特殊研究Ⅰ	2または4	憲法演習	4	
	憲法演習Ⅰ	2または4	国際法特別研究	4	
	憲法特殊研究Ⅱ	2または4	国際法演習	4	
	憲法演習Ⅱ	2または4	行政法特別研究	4	
	憲法特殊研究Ⅲ	2または4	行政法演習	4	
	憲法演習Ⅲ	2または4	民法特別研究	4	
	国際法特殊研究	2または4	民法演習	4	
	国際法演習	2または4	商法特別研究	4	
	行政法特殊研究Ⅰ	2または4	商法演習	4	
	行政法演習Ⅰ	2または4	刑法特別研究	4	
	行政法特殊研究Ⅱ	2または4	刑法演習	4	
	行政法演習Ⅱ	2または4	刑事訴訟法特別研究	4	
	行政法特殊研究Ⅲ	2または4	刑事訴訟法演習	4	
	行政法演習Ⅲ	2または4	民事訴訟法特別研究	4	
	民法特殊研究Ⅰ	2または4	民事訴訟法演習	4	
	民法演習Ⅰ	2または4	労働法特別研究	4	
	民法特殊研究Ⅱ	2または4	労働法演習	4	
	民法演習Ⅱ	2または4	経済法特別研究	4	
	民法特殊研究Ⅲ	2または4	経済法演習	4	
	民法演習Ⅲ	2または4	知的財産法特別研究	4	
	民法特殊研究Ⅳ	2または4	知的財産法演習	4	
	民法演習Ⅳ	2または4	刑事学特別研究	4	
	商法特殊研究Ⅰ	2または4	刑事学演習	4	
	商法演習Ⅰ	2または4	租税法特別研究	4	
	商法特殊研究Ⅱ	2または4	租税法演習	4	
	商法演習Ⅱ	2または4	環境法特別研究	4	
	商法特殊研究Ⅲ	2または4	環境法演習	4	
	商法演習Ⅲ	2または4	西洋法制史特別研究	4	
	刑法特殊研究Ⅰ	2または4	西洋法制史演習	4	
	刑法演習Ⅰ	2または4	国際私法特別研究	4	
	刑法特殊研究Ⅱ	2または4	国際私法演習	4	
刑法演習Ⅱ	2または4	英米法特別研究	4		
刑事訴訟法特殊研究	2または4	英米法演習	4		

刑事訴訟法演習	2または4	ドイツ法特別研究	4
民事訴訟法特殊研究Ⅰ	2または4	ドイツ法演習	4
民事訴訟法演習Ⅰ	2または4	フランス法特別研究	4
民事訴訟法特殊研究Ⅱ	2または4	フランス法演習	4
民事訴訟法演習Ⅱ	2または4	比較信託法特別研究Ⅰ	2または4
国際私法特殊研究	2または4	比較信託法特別研究Ⅱ	2または4
国際私法演習	2または4	法学研究科特殊研究	2または4
労働法特殊研究	2または4	法哲学特別研究	4
労働法演習	2または4	法哲学演習	4
知的財産法特殊研究	2または4		
知的財産法演習	2または4		
経済法特殊研究	2または4		
経済法演習	2または4		
租税法特殊研究	2または4		
租税法演習	2または4		
法哲学特殊研究	2または4		
法哲学演習	2または4		
英米法特殊研究	2または4		
英米法演習	2または4		
ドイツ法特殊研究	2または4		
ドイツ法演習	2または4		
研究指導	2		
法学研究科特殊研究Ⅰ	2または4		
法学研究科特殊研究Ⅱ	2または4		
法学研究科特殊研究Ⅲ	2または4		
法学研究科特殊研究Ⅳ	2または4		
法学研究科特殊研究Ⅴ	2または4		

二 政治学研究科

専攻	博士前期課程		博士後期課程		備考
	授業科目	単位	授業科目	単位	
政治学専攻	共同基礎演習Ⅰ	2	政治学特殊研究	2または4	
	共同基礎演習Ⅱ	2	政治学演習	2または4	
	基礎文献講読Ⅰ	2	社会学特殊研究	2または4	
	基礎文献講読Ⅱ	2	社会学演習	2または4	
	基礎文献講読Ⅲ	2	比較政治特殊研究	2または4	
	英語研究論文執筆演習	2	比較政治演習	2または4	
	英語研究プレゼンテーション演習	2	行政学特殊研究	2または4	
	行政とガバナンス	2	行政学演習	2または4	
	日本の統治構造	2	公共哲学特殊研究	2または4	
	日本政治研究	2	公共哲学演習	2または4	
	計量政治分析	2	公共政策論特殊研究	2または4	
	歴史政策論	2			
	公共政策論	2	公共政策論演習	2または4	
	現代国際政治	2	国際政治特殊研究	2または4	
	国際政治経済論	2	国際政治演習	2または4	
	国際開発協力論	2	社会心理学特殊研究	2または4	
	現代アメリカ政治	2	社会心理学演習	2または4	

現代東アジア政治	2	国際政治史特殊研究	2 または 4
現代中国政治	2	国際政治史演習	2 または 4
現代ヨーロッパ政治	2	西洋政治思想史特殊研究	2 または 4
公共思想史	2	西洋政治思想史演習	2 または 4
公共哲学研究	2	日本政治外交史特殊研究	2 または 4
日本政治思想研究	2	日本政治外交史演習	2 または 4
社会階層論	2	ヨーロッパ政治史特殊研究	2 または 4
社会情報学	2	ヨーロッパ政治史演習	2 または 4
政治行動論	2		
政治学研究科特殊研究	2	日本政治過程論特殊研究	2 または 4
政治学研究科演習	2	日本政治過程論演習	2 または 4
統計分析Ⅰ	2	日本政治思想史特殊研究	2 または 4
統計分析Ⅱ	2	日本政治思想史演習	2 または 4
政策課題研究	2	アメリカ政治特殊研究	2 または 4
政策評価演習	2	アメリカ政治演習	2 または 4
実務研修	2	東アジア政治特殊研究	2 または 4
政策実務演習	2	東アジア政治演習	2 または 4
研究指導Ⅰ	2	中国政治特殊研究	2 または 4
研究指導Ⅱ	2	中国政治演習	2 または 4
研究指導Ⅲ	2	国際開発協力論特殊研究	2 または 4
研究指導Ⅳ	2	国際開発協力論演習	2 または 4
政治学基本研究	2	共同基礎演習	2 または 4
		共同特別演習	2 または 4

三 経済学研究科

専攻	博士前期課程		博士後期課程		備考
	授業科目	単位	授業科目	単位	
経済学専攻	経済数学特論Ⅰ	2	経済数学特論Ⅰ	2	
	経済数学特論Ⅱ	2	経済数学特論Ⅱ	2	
	ミクロ経済学特論Ⅰ	2	ミクロ経済学特論Ⅰ	2	
	ミクロ経済学特論Ⅱ	2	ミクロ経済学特論Ⅱ	2	
	マクロ経済学特論Ⅰ	2	マクロ経済学特論Ⅰ	2	
	マクロ経済学特論Ⅱ	2	マクロ経済学特論Ⅱ	2	
	ゲーム理論特論Ⅰ	2	ゲーム理論特論Ⅰ	2	
	ゲーム理論特論Ⅱ	2	ゲーム理論特論Ⅱ	2	
	計量経済学特論Ⅰ	2	計量経済学特論Ⅰ	2	
	計量経済学特論Ⅱ	2	計量経済学特論Ⅱ	2	
	国際経済学特論Ⅰ	2	国際経済学特論Ⅰ	2	
	国際経済学特論Ⅱ	2	国際経済学特論Ⅱ	2	
	日本経済史特論Ⅰ	2	日本経済史特論Ⅰ	2	
	日本経済史特論Ⅱ	2	日本経済史特論Ⅱ	2	
	経済政策特論Ⅰ	2	経済政策特論Ⅰ	2	
	経済政策特論Ⅱ	2	経済政策特論Ⅱ	2	

産業組織論特論 I	2	産業組織論特論 I	2
産業組織論特論 II	2	産業組織論特論 II	2
日本経済論特論 I	2	日本経済論特論 I	2
日本経済論特論 II	2	日本経済論特論 II	2
財政学特論 I	2	財政学特論 I	2
財政学特論 II	2	財政学特論 II	2
統計学特論 I	2	統計学特論 I	2
統計学特論 II	2	統計学特論 II	2
労働経済学特論 I	2	労働経済学特論 I	2
労働経済学特論 II	2	労働経済学特論 II	2
社会保障論特論 I	2	社会保障論特論 I	2
社会保障論特論 II	2	社会保障論特論 II	2
公共経済学特論 I	2	公共経済学特論 I	2
公共経済学特論 II	2	公共経済学特論 II	2
現代金融論特論 I	2	現代金融論特論 I	2
現代金融論特論 II	2	現代金融論特論 II	2
一般経済史特論 I	2	一般経済史特論 I	2
一般経済史特論 II	2	一般経済史特論 II	2
国際金融論特論 I	2	国際金融論特論 I	2
国際金融論特論 II	2	国際金融論特論 II	2
環境経済学特論 I	2	環境経済学特論 I	2
環境経済学特論 II	2	環境経済学特論 II	2
開発経済学特論 I	2	開発経済学特論 I	2
開発経済学特論 II	2	開発経済学特論 II	2
ゲーム理論特殊研究	2 または 4	ゲーム理論特殊研究	2 または 4
ゲーム理論演習	2 または 4	ゲーム理論演習	2 または 4
計量経済学特殊研究	2 または 4	計量経済学特殊研究	2 または 4
計量経済学演習	2 または 4	計量経済学演習	2 または 4
国際貿易論特殊研究	2 または 4	国際貿易論特殊研究	2 または 4
国際貿易論演習	2 または 4	国際貿易論演習	2 または 4
日本経済史特殊研究	2 または 4	日本経済史特殊研究	2 または 4
日本経済史演習	2 または 4	日本経済史演習	2 または 4
西洋経済史特殊研究	2 または 4	西洋経済史特殊研究	2 または 4
西洋経済史演習	2 または 4	西洋経済史演習	2 または 4
経済政策特殊研究	2 または 4	経済政策特殊研究	2 または 4
経済政策演習	2 または 4	経済政策演習	2 または 4
産業組織論特殊研究	2 または 4	産業組織論特殊研究	2 または 4
産業組織論演習	2 または 4	産業組織論演習	2 または 4
日本経済論特殊研究	2 または 4	日本経済論特殊研究	2 または 4
日本経済論演習	2 または 4	日本経済論演習	2 または 4
数量経済分析特殊研究	2 または 4	数量経済分析特殊研究	2 または 4
数量経済分析演習	2 または 4	数量経済分析演習	2 または 4
数理計画論特殊研究	2 または 4	数理計画論特殊研究	2 または 4
数理計画論演習	2 または 4	数理計画論演習	2 または 4
財政学特殊研究	2 または 4	財政学特殊研究	2 または 4
財政学演習	2 または 4	財政学演習	2 または 4
金融論特殊研究	2 または 4	金融論特殊研究	2 または 4
金融論演習	2 または 4	金融論演習	2 または 4
国際金融論特殊研究	2 または 4	国際金融論特殊研究	2 または 4
国際金融論演習	2 または 4	国際金融論演習	2 または 4

統計学特殊研究	2 または 4	統計学特殊研究	2 または 4	
統計学演習	2 または 4	統計学演習	2 または 4	
環境経済学特殊研究	2 または 4	環境経済学特殊研究	2 または 4	
環境経済学演習	2 または 4	環境経済学演習	2 または 4	
開発経済学特殊研究	2 または 4	開発経済学特殊研究	2 または 4	
開発経済学演習	2 または 4	開発経済学演習	2 または 4	
労働経済学特殊研究	2 または 4	労働経済学特殊研究	2 または 4	
労働経済学演習	2 または 4	労働経済学演習	2 または 4	
社会保障論特殊研究	2 または 4	社会保障論特殊研究	2 または 4	
社会保障論演習	2 または 4	社会保障論演習	2 または 4	
公共経済学特殊研究	2 または 4	公共経済学特殊研究	2 または 4	
公共経済学演習	2 または 4	公共経済学演習	2 または 4	
ミクロ経済学特殊研究	2 または 4	ミクロ経済学特殊研究	2 または 4	
ミクロ経済学演習	2 または 4	ミクロ経済学演習	2 または 4	
景気循環論特殊研究	2 または 4	景気循環論特殊研究	2 または 4	
景気循環論演習	2 または 4	景気循環論演習	2 または 4	
経済成長論特殊研究	2 または 4	経済成長論特殊研究	2 または 4	
経済成長論演習	2 または 4	経済成長論演習	2 または 4	
理論経済学特殊研究	2 または 4	理論経済学特殊研究	2 または 4	
理論経済学演習	2 または 4	理論経済学演習	2 または 4	
応用経済学特殊研究	2 または 4	応用経済学特殊研究	2 または 4	
応用経済学演習	2 または 4	応用経済学演習	2 または 4	
時系列分析特殊研究	2 または 4	時系列分析特殊研究	2 または 4	
時系列分析演習	2 または 4	時系列分析演習	2 または 4	
データサイエンス特殊研究	2 または 4	データサイエンス特殊研究	2 または 4	
データサイエンス演習	2 または 4	データサイエンス演習	2 または 4	
経済学研究科特殊研究 I	2 または 4			
経済学研究科特殊研究 II	2 または 4			
経済学研究科特殊研究 III	2 または 4			
経済学研究科特殊研究 IV	2 または 4			

四 経営学研究科

専攻	博士前期課程		博士後期課程		備考
	授業科目	単位	授業科目	単位	
経	経営学文献講読 I	2 または 4	経営学文献講読 I	2 または 4	
	経営学文献講読 II	2 または 4	経営学文献講読 II	2 または 4	
	経営学文献講読 III	2 または 4	経営学文献講読 III	2 または 4	
	経営学文献講読 IV	2 または 4	経営学文献講読 IV	2 または 4	
	ケース分析演習 I	2 または 4	ケース分析演習 I	2 または 4	
	ケース分析演習 II	2 または 4	ケース分析演習 II	2 または 4	
	ケース分析演習 III	2 または 4	ケース分析演習 III	2 または 4	
	ケース分析演習 IV	2 または 4	ケース分析演習 IV	2 または 4	
	データ解析演習 I	2 または 4	データ解析演習 I	2 または 4	
	データ解析演習 II	2 または 4	データ解析演習 II	2 または 4	

営 学 専 攻	データ解析演習Ⅲ	2 または 4	データ解析演習Ⅲ	2 または 4
	データ解析演習Ⅳ	2 または 4	データ解析演習Ⅳ	2 または 4
	経営科学特殊研究Ⅰ	2 または 4	経営科学特殊研究Ⅰ	2 または 4
	経営科学特殊研究Ⅱ	2 または 4	経営科学特殊研究Ⅱ	2 または 4
	経営科学演習	2 または 4	経営科学演習	2 または 4
	経営データ分析特殊研究Ⅰ	2 または 4	経営データ分析特殊研究Ⅰ	2 または 4
	経営データ分析特殊研究Ⅱ	2 または 4	経営データ分析特殊研究Ⅱ	2 または 4
	経営データ分析演習	2 または 4	経営データ分析演習	2 または 4
	経営意思決定特殊研究Ⅰ	2 または 4	経営意思決定特殊研究Ⅰ	2 または 4
	経営意思決定特殊研究Ⅱ	2 または 4	経営意思決定特殊研究Ⅱ	2 または 4
	経営意思決定演習	2 または 4	経営意思決定演習	2 または 4
	経営統計特殊研究Ⅰ	2 または 4	経営統計特殊研究Ⅰ	2 または 4
	経営統計特殊研究Ⅱ	2 または 4	経営統計特殊研究Ⅱ	2 または 4
	マーケティングサイエンス特殊研究Ⅰ	2 または 4	マーケティングサイエンス特殊研究Ⅰ	2 または 4
	マーケティングサイエンス特殊研究Ⅱ	2 または 4	マーケティングサイエンス特殊研究Ⅱ	2 または 4
	マーケティングサイエンス演習	2 または 4	マーケティングサイエンス演習	2 または 4
	マーケティング・リサーチ特殊研究	2 または 4	マーケティング・リサーチ特殊研究	2 または 4
	経営学特殊研究Ⅰ	2 または 4	経営学特殊研究Ⅰ	2 または 4
	経営学特殊研究Ⅱ	2 または 4	経営学特殊研究Ⅱ	2 または 4
	経営学特殊研究Ⅲ	2 または 4	経営学特殊研究Ⅲ	2 または 4
	経営学特殊研究Ⅳ	2 または 4	経営学特殊研究Ⅳ	2 または 4
	経営学演習Ⅰ	2 または 4	経営学演習Ⅰ	2 または 4
	経営学演習Ⅱ	2 または 4	経営学演習Ⅱ	2 または 4
	戦略行動特殊研究Ⅰ	2 または 4	戦略行動特殊研究Ⅰ	2 または 4
	戦略行動特殊研究Ⅱ	2 または 4	戦略行動特殊研究Ⅱ	2 または 4
	戦略行動演習	2 または 4	戦略行動演習	2 または 4
	イノベーション特殊研究Ⅰ	2 または 4	イノベーション特殊研究Ⅰ	2 または 4
	イノベーション特殊研究Ⅱ	2 または 4	イノベーション特殊研究Ⅱ	2 または 4
	イノベーション演習	2 または 4	イノベーション演習	2 または 4
	経営組織論特殊研究Ⅰ	2 または 4	経営組織論特殊研究Ⅰ	2 または 4
	経営組織論特殊研究Ⅱ	2 または 4	経営組織論特殊研究Ⅱ	2 または 4
	経営組織論演習	2 または 4	経営組織論演習	2 または 4
	組織行動論特殊研究	2 または 4	組織行動論特殊研究	2 または 4
組織行動論演習	2 または 4	組織行動論演習	2 または 4	
企業論特殊研究Ⅰ	2 または 4	企業論特殊研究Ⅰ	2 または 4	
企業論演習Ⅰ	2 または 4	企業論演習Ⅰ	2 または 4	
企業論特殊研究Ⅱ	2 または 4	企業論特殊研究Ⅱ	2 または 4	
企業論演習Ⅱ	2 または 4	企業論演習Ⅱ	2 または 4	
経営戦略特殊研究Ⅰ	2 または 4	経営戦略特殊研究Ⅰ	2 または 4	
経営戦略特殊研究Ⅱ	2 または 4	経営戦略特殊研究Ⅱ	2 または 4	

経営戦略演習	2 または 4	経営戦略演習	2 または 4
産業発展論特殊研究 I	2 または 4	産業発展論特殊研究 I	2 または 4
産業発展論特殊研究 II	2 または 4	産業発展論特殊研究 II	2 または 4
産業発展論演習	2 または 4	産業発展論演習	2 または 4
国際経営特殊研究 I	2 または 4	国際経営特殊研究 I	2 または 4
国際経営特殊研究 II	2 または 4	国際経営特殊研究 II	2 または 4
交通経営論特殊研究	2 または 4	交通経営論特殊研究	2 または 4
交通経営論演習	2 または 4	交通経営論演習	2 または 4
経営労務論特殊研究	2 または 4	経営労務論特殊研究	2 または 4
経営労務論演習	2 または 4	経営労務論演習	2 または 4
経営財務論特殊研究 I	2 または 4	経営財務論特殊研究 I	2 または 4
経営財務論特殊研究 II	2 または 4	経営財務論特殊研究 II	2 または 4
経営財務論演習	2 または 4	経営財務論演習	2 または 4
マーケティング特殊研究 I	2 または 4	マーケティング特殊研究 I	2 または 4
マーケティング特殊研究 II	2 または 4	マーケティング特殊研究 II	2 または 4
マーケティング特殊研究 III	2 または 4	マーケティング特殊研究 III	2 または 4
マーケティング演習	2 または 4	マーケティング演習	2 または 4
消費者行動特殊研究 I	2 または 4	消費者行動特殊研究 I	2 または 4
消費者行動特殊研究 II	2 または 4	消費者行動特殊研究 II	2 または 4
消費者行動演習	2 または 4	消費者行動演習	2 または 4
会計学特殊研究 I	2 または 4	会計学特殊研究 I	2 または 4
会計学特殊研究 II	2 または 4	会計学特殊研究 II	2 または 4
会計学演習	2 または 4	会計学演習	2 または 4
原価会計特殊研究	2 または 4	原価会計特殊研究	2 または 4
原価会計演習	2 または 4	原価会計演習	2 または 4
会計監査論特殊研究 I	2 または 4	会計監査論特殊研究 I	2 または 4
会計監査論特殊研究 II	2 または 4	会計監査論特殊研究 II	2 または 4
会計監査論演習	2 または 4	会計監査論演習	2 または 4
管理会計特殊研究 I	2 または 4	管理会計特殊研究 I	2 または 4
管理会計特殊研究 II	2 または 4	管理会計特殊研究 II	2 または 4
管理会計演習	2 または 4	管理会計演習	2 または 4
日本経営史特殊研究 I	2 または 4	日本経営史特殊研究 I	2 または 4
日本経営史特殊研究 II	2 または 4	日本経営史特殊研究 II	2 または 4
日本経営史演習	2 または 4	日本経営史演習	2 または 4
経営史特殊研究	2 または 4	経営史特殊研究	2 または 4
経営史演習	2 または 4	経営史演習	2 または 4
経営学研究科特殊研究 I	2 または 4		
経営学研究科特殊研究 II	2 または 4		
経営学研究科特殊研究 III	2 または 4		
経営学研究科特殊研究 IV	2 または 4		
研究指導 I	2		
研究指導 II	2		

五 人文科学研究科

専攻	博士前期課程		博士後期課程		備考
	授業科目	単位	授業科目	単位	
哲学専攻	哲学特殊研究	2または4	哲学特殊研究	2または4	
	哲学史特殊研究	2または4	哲学史特殊研究	2または4	
	思想史特殊研究	2または4	思想史特殊研究	2または4	
	哲学演習	2または4	哲学演習	2または4	
	思想史演習	2または4	思想史演習	2または4	
	修士論文指導	2	博士論文指導	2	
美術史学専攻	日本東洋美術史特殊研究	2または4	日本東洋美術史特殊研究	2または4	
	西洋美術史特殊研究	2または4	西洋美術史特殊研究	2または4	
	美術館学特殊研究	2または4	美術館学特殊研究	2または4	
	日本東洋美術史演習	2または4	日本東洋美術史演習	2または4	
	西洋美術史演習	2または4	西洋美術史演習	2または4	
	芸術学演習	2または4	芸術学演習	2または4	
	修士論文指導	2	博士論文指導	2	
史学専攻	日本史特殊研究	2または4	日本史特殊研究	2または4	
	東洋史特殊研究	2または4	東洋史特殊研究	2または4	
	西洋史特殊研究	2または4	西洋史特殊研究	2または4	
	古文書学文献学研究	2または4	古文書学文献学研究	2または4	
	史学理論史学史研究	2または4	史学理論史学史研究	2または4	
	日本史演習	2または4	日本史演習	2または4	
	東洋史演習	2または4	東洋史演習	2または4	
	西洋史演習	2または4	西洋史演習	2または4	
	修士論文指導	2	博士論文指導	2	
日本語学専攻	日本語学特殊研究	2または4	日本語学特殊研究	2または4	
	日本語史特殊研究	2または4	日本語史特殊研究	2または4	
	日本文学特殊研究	2または4	日本文学特殊研究	2または4	
	日本文学史特殊研究	2または4	日本文学史特殊研究	2または4	
	中国文学特殊研究	2または4	中国文学特殊研究	2または4	
	日本語学演習	2または4	日本語学演習	2または4	
	日本文学演習	2または4	日本文学演習	2または4	
	修士論文指導	2	博士論文指導	2	
英語文学専攻	英米語学特殊研究	2または4	英米語学特殊研究	2または4	
	英詩特殊研究	2または4	英詩特殊研究	2または4	
	英米小説特殊研究	2または4	英米小説特殊研究	2または4	
	英米文学研究法特殊研究	2または4	英米文学研究法特殊研究	2または4	
	英米演劇特殊研究	2または4	英米演劇特殊研究	2または4	
	英米評論特殊研究	2または4	英米評論特殊研究	2または4	
	作家作品特殊研究	2または4	作家作品特殊研究	2または4	
	英米語学演習	2または4	英米語学演習	2または4	
	英米文学演習	2または4	英米文学演習	2または4	
英詩演習	2または4	英詩演習	2または4		
ドイツ	ドイツ語学特殊研究	2または4	ドイツ語学特殊研究	2または4	
	ドイツ語史特殊研究	2または4	ドイツ語史特殊研究	2または4	

ツ 語 ド イ ツ 文 学 専 攻	ドイツ文学特殊研究 ドイツ演劇特殊研究 ドイツ語学演習 ドイツ語史演習 ドイツ文学演習 ドイツ演劇演習 修士論文指導	2 または 4 2 または 4 2 または 4 2 または 4 2 または 4 2 または 4 2	ドイツ文学特殊研究 ドイツ演劇特殊研究 ドイツ語学演習 ドイツ語史演習 ドイツ文学演習 ドイツ演劇演習 博士論文指導	2 または 4 2 または 4 2 または 4 2 または 4 2 または 4 2 または 4 2	
フ ラ ン ス 文 学 専 攻	フランス語学特殊研究 フランス文学史特殊研究 フランス文学特殊研究 フランス語学演習 フランス文学演習 フランス演劇演習 修士論文指導	2 または 4 2 または 4 2 または 4 2 または 4 2 または 4 2 または 4 2	フランス語学特殊研究 フランス文学史特殊研究 フランス文学特殊研究 フランス語学演習 フランス文学演習 フランス演劇演習 博士論文指導	2 または 4 2 または 4 2 または 4 2 または 4 2 または 4 2 または 4 2	
心 理 学 専 攻	心理学特殊研究 1 心理学特殊研究 2 心理学特殊研究 3 心理学特殊研究 4 心理学特殊研究 5 心理学特殊研究 6 心理学特殊研究 7 心理学特殊研究 8 心理学演習 1 心理学演習 2 心理学演習 3 心理学演習 4	2 または 4 2 または 4	心理学特別研究 1 心理学特別研究 2 心理学特別研究 3 心理学特別研究 4 心理学特別研究 5 心理学特別研究 6 心理学特別研究 7 心理学特別研究 8 心理学演習 1 心理学演習 2 心理学演習 3 心理学演習 4 博士論文指導	2 または 4 2	
臨 床 心 理 学 専 攻	臨床心理学特論 臨床心理面接特論 臨床心理査定演習 I (心理的アセスメント に関する理論と実践) 臨床心理査定演習 II 臨床心理基礎実習 心理実践実習 I 臨床心理実習 I (心理 実践実習 II) 臨床心理実習 II 投映法特論 心の健康教育特論 (心 の健康教育に関する理 論と実践) 心理療法技法論 (心理 支援に関する理論と実 践) 心理療法特論 I	4 4 2 2 2 1 1 1 2 または 4 2 または 4 2 1 2	臨床心理学演習 1 臨床心理学演習 2 臨床心理学演習 3 臨床心理学演習 4 臨床心理学演習 5 臨床心理学特別研究 1 臨床心理学特別研究 2 臨床心理学特別研究 3 臨床心理学特別研究 4	2 または 4 2 または 4 2 または 4 2 または 4 4 2 または 4 2 または 4 2 または 4 2 または 4	

心理療法特論Ⅱ	2			
学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2 または 4			
福祉心理支援特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2 または 4			
事例研究法特論	2			
臨床心理関連行政論	2			
障害者 (児) 心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2 または 4			
精神医学特論Ⅰ (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2			
精神医学特論Ⅱ	2			
家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2			
老年心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2			
犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2			
産業・労働心理支援特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2			
認知心理学特論 1	2 または 4			
認知心理学特論 2	2 または 4			
社会心理学特論 1	2 または 4			
社会心理学特論 2	2 または 4			
教育心理学特論 1	2 または 4			
教育心理学特論 2	2 または 4			
発達心理学特論 1	2 または 4			
発達心理学特論 2	2 または 4			
心理学研究法特論 1	2 または 4			
心理学研究法特論 2	2 または 4			
教育学特別研究Ⅰ	2	教育学特別研究Ⅱ	2	
教育史概説	2 または 4	教育史事例研究Ⅱ	2 または 4	
教育史事例研究Ⅰ	2 または 4	教育史特殊研究Ⅱ	2 または 4	
教育史特殊研究Ⅰ	2 または 4	教師教育事例研究Ⅱ	2 または 4	
教師教育概説	2 または 4	教師教育特殊研究Ⅱ	2 または 4	
教師教育事例研究Ⅰ	2 または 4	教育行政事例研究Ⅱ	2 または 4	
教師教育特殊研究Ⅰ	2 または 4	教育行政特殊研究Ⅱ	2 または 4	
教育行政概説	2 または 4	授業研究事例研究Ⅱ	2 または 4	
教育行政事例研究Ⅰ	2 または 4	授業研究特殊研究Ⅱ	2 または 4	
教育行政特殊研究Ⅰ	2 または 4	音楽教育事例研究Ⅱ	2 または 4	

教育学専攻	授業研究概説	2 または 4	音楽教育特殊研究Ⅱ	2 または 4
	授業研究事例研究Ⅰ	2 または 4	国語教育事例研究Ⅱ	2 または 4
	授業研究特殊研究Ⅰ	2 または 4	国語教育特殊研究Ⅱ	2 または 4
	音楽教育概説	2 または 4	算数と I C T 事例研究Ⅱ	2 または 4
	音楽教育事例研究Ⅰ	2 または 4	数学と I C T 特殊研究Ⅱ	2 または 4
	音楽教育特殊研究Ⅰ	2 または 4	図画工作教育事例研究Ⅱ	2 または 4
	国語教育概説	2 または 4	美術教育特殊研究Ⅱ	2 または 4
	国語教育事例研究Ⅰ	2 または 4	英語教育事例研究Ⅱ	2 または 4
	国語教育特殊研究Ⅰ	2 または 4	英語教育特殊研究Ⅱ	2 または 4
	算数と I C T 概説	2 または 4	社会科教育事例研究Ⅱ	2 または 4
	算数と I C T 事例研究Ⅰ	2 または 4	社会科教育特殊研究Ⅱ	2 または 4
	数学と I C T 特殊研究Ⅰ	2 または 4	特別支援教育事例研究Ⅱ	2 または 4
	図画工作教育概説	2 または 4	特別支援教育特殊研究Ⅱ	2 または 4
	図画工作教育事例研究Ⅰ	2 または 4	体育と健康・スポーツ科学事例研究Ⅱ	2 または 4
	美術教育特殊研究Ⅰ	2 または 4	体育と健康・スポーツ科学特殊研究Ⅱ	2 または 4
	英語教育概説	2 または 4	家庭科と食育事例研究Ⅱ	2 または 4
	英語教育事例研究Ⅰ	2 または 4	家庭科と食育特殊研究Ⅱ	2 または 4
	英語教育特殊研究Ⅰ	2 または 4	理科と環境事例研究Ⅱ	2 または 4
	社会科教育概説	2 または 4	理科と環境特殊研究Ⅱ	2 または 4
	社会科教育事例研究Ⅰ	2 または 4	生活科と総合学習事例研究Ⅱ	2 または 4
	社会科教育特殊研究Ⅰ	2 または 4	総合学習特殊研究Ⅱ	2 または 4
	特別支援教育概説	2 または 4	教育学特別演習Ⅱ	2 または 4
	特別支援教育事例研究Ⅰ	2 または 4	博士論文指導	2
	特別支援教育特殊研究Ⅰ	2 または 4		
	体育と健康・スポーツ科学概説	2 または 4		
	体育と健康・スポーツ科学事例研究Ⅰ	2 または 4		
	体育と健康・スポーツ科学特殊研究Ⅰ	2 または 4		
	家庭科と食育概説	2 または 4		
	家庭科と食育事例研究Ⅰ	2 または 4		
	家庭科と食育特殊研究Ⅰ	2 または 4		
	理科と環境概説	2 または 4		
	理科と環境事例研究Ⅰ	2 または 4		

	理科と環境特殊研究 I	2 または 4				
	生活科と総合学習概説	2 または 4				
	生活科と総合学習事例 研究 I	2 または 4				
	総合学習特殊研究 I	2 または 4				
	教育学特別演習 I	2 または 4				
	修士論文指導	2				
	アーカイブズ学概論 I	2 または 4	アーカイブズ学概論 I	2 または 4		
	アーカイブズ学概論 II	2 または 4	アーカイブズ学概論 II	2 または 4		
	アーカイブズ学理論研 究 I	2 または 4	アーカイブズ学理論研 究 I	2 または 4		
	アーカイブズ学理論研 究 II	2 または 4	アーカイブズ学理論研 究 II	2 または 4		
	アーカイブズ学理論研 究 III	2 または 4	アーカイブズ学理論研 究 III	2 または 4		
	記録アーカイブズ研究 I	2 または 4	記録アーカイブズ研究 I	2 または 4		
ア ー カ イ ブ ズ 学 専 攻	記録アーカイブズ研究 II	2 または 4	記録アーカイブズ研究 II	2 または 4		
	記録アーカイブズ研究 III	2 または 4	記録アーカイブズ研究 III	2 または 4		
	アーカイブズ管理研究 I	2 または 4	アーカイブズ管理研究 I	2 または 4		
	アーカイブズ管理研究 II	2 または 4	アーカイブズ管理研究 II	2 または 4		
	アーカイブズ管理研究 III	2 または 4	アーカイブズ管理研究 III	2 または 4		
	アーカイブズ管理研究 IV	2 または 4	アーカイブズ管理研究 IV	2 または 4		
	デジタルアーカイブズ I	2 または 4	デジタルアーカイブズ I	2 または 4		
	デジタルアーカイブズ II	2 または 4	デジタルアーカイブズ II	2 または 4		
	情報資源論 I	2 または 4	情報資源論 I	2 または 4		
	情報資源論 II	2 または 4	情報資源論 II	2 または 4		
	アーカイブズ学演習	4	アーカイブズ学演習	4		
	アーカイブズ管理演習	4	アーカイブズ管理演習	4		
	デジタルアーカイブズ 演習	4	デジタルアーカイブズ 演習	4		
	アーカイブズ実習	4	アーカイブズ実習	4		
				博士論文指導	2	
	身 体 表 象 文 化 学	舞台芸術批評研究	2 または 4	舞台芸術批評研究	2 または 4	
映像芸術批評研究		2 または 4	映像芸術批評研究	2 または 4		
マンガ・アニメーショ ン芸術批評研究		2 または 4	マンガ・アニメーショ ン芸術批評研究	2 または 4		
舞台芸術文化論演習		2 または 4	舞台芸術文化論演習	2 または 4		
映像芸術文化論演習		2 または 4	映像芸術文化論演習	2 または 4		
マンガ・アニメーショ ン芸術文化論演習		2 または 4	マンガ・アニメーショ ン芸術文化論演習	2 または 4		
ジェンダー文化論演習		2 または 4	ジェンダー文化論演習	2 または 4		

専攻	身体表象文化史演習	2 または 4	身体表象文化史演習	2 または 4	
	表象文化制度論演習	2 または 4	表象文化制度論演習	2 または 4	
	修士論文指導	2	博士論文指導	2	
本研究科所属の共通科目	言語学特殊研究	2 または 4	言語学特殊研究	2 または 4	
	ギリシア・ラテン文学	2 または 4	ギリシア・ラテン文学	2 または 4	
	特殊研究		特殊研究		
	上級古典語	2 または 4	上級古典語	2 または 4	
	漢語原書講読	2 または 4	漢語原書講読	2 または 4	
	比較文学特殊研究	2 または 4	比較文学特殊研究	2 または 4	
	アカデミック・ライティング	2 または 4	アカデミック・ライティング	2 または 4	
	国際文化学特殊研究	2 または 4	国際文化学特殊研究	2 または 4	
	※教育特殊研究 I	2 または 4			
	※教育特殊研究 II	2 または 4			
	※教育学演習 I	2 または 4			
	※教育学演習 II	2 または 4			

(備考)

※印は教職に関する科目である。

六 自然科学研究科

専攻	博士前期課程		博士後期課程		講義その他	備考
	授業科目	単位	授業科目	単位		
物理学専攻	物性物理学 I	2	物性物理学 I	2	講義	
	同 II	2	同 II	2	〃	
	同 III	2	同 III	2	〃	
	同 IV	2	同 IV	2	〃	
	同 V	2	同 V	2	〃	
	同 VI	2	同 VI	2	〃	
	核物理学 I	2	核物理学 I	2	〃	
	同 II	2	同 II	2	〃	
	同 III	2	同 III	2	〃	
	同 IV	2	同 IV	2	〃	
	基礎物理学 I	2	基礎物理学 I	2	〃	
	同 II	2	同 II	2	〃	
	数理物理学 I	2	数理物理学 I	2	〃	
	同 II	2	同 II	2	〃	
	同 III	2	同 III	2	〃	
	同 IV	2	同 IV	2	〃	
	応用物理学 I	2	応用物理学 I	2	〃	
	同 II	2	同 II	2	〃	
	同 III	2	同 III	2	〃	
	同 IV	2	同 IV	2	〃	
	同 V	2	同 V	2	〃	
	化学物理学 I	2	化学物理学 I	2	〃	
	同 II	2	同 II	2	〃	
	同 III	2	同 III	2	〃	
	同 IV	2	同 IV	2	〃	
	物理学輪講 I	4	物理学輪講 II	3	演習	必修
	物理学研究 I	10	物理学研究 II	15	演習、実験	必修

- (1) 博士前期課程においては、あらかじめ指導教授と相談の上、講義選択科目のうち8単位以内に限り本研究科所属の他の専攻課程の授業科目をもって代用することができる。
- (2) 博士前期課程においては、第1年度に講義8単位以上を履修しなければならない。

専攻	博士前期課程		博士後期課程		講義その他	備考
	授業科目	単位	授業科目	単位		
化学専攻	無機化学特論 I	2	無機化学特論 I	2	講義	
	同 II	2	同 II	2	〃	
	同 III	2	同 III	2	〃	
	分析化学特論 I	2	分析化学特論 I	2	〃	
	同 II	2	同 II	2	〃	
	有機化学特論 I	2	有機化学特論 I	2	〃	
	同 II	2	同 II	2	〃	
	同 III	2	同 III	2	〃	
	同 IV	2	同 IV	2	〃	
	同 V	2	同 V	2	〃	
	物理化学特論 I	2	物理化学特論 I	2	〃	
	同 II	2	同 II	2	〃	
	同 III	2	同 III	2	〃	
	同 IV	2	同 IV	2	〃	
	同 V	2	同 V	2	〃	
	化学物理学 I	2	化学物理学 I	2	〃	
	同 II	2	同 II	2	〃	
	同 III	2	同 III	2	〃	
	同 IV	2	同 IV	2	〃	
	実践化学英語	2	実践化学英語	2	〃	
化学特別演習 I	4	化学特別演習 II	6	演習	必修	
化学特別研究 I	12	化学特別研究 II	15	実験	必修	

- (1) 博士前期課程においては、あらかじめ指導教授と相談の上、講義選択科目のうち8単位以内に限り本研究科所属の他の専攻課程の授業科目をもって代用することができる。

専攻	博士前期課程		博士後期課程		講義その他	備考
	授業科目	単位	授業科目	単位		
数学専攻	代数学特論 I	2			講義	
	同 II	2	代数学特論 II	2	〃	
	同 III	2	同 III	2	〃	
			同 IV	2	〃	
	幾何学特論 I	2			〃	
	同 II	2	幾何学特論 II	2	〃	
	同 III	2	同 III	2	〃	
			同 IV	2	〃	
	解析学特論 I	2			〃	
	同 II	2	解析学特論 II	2	〃	
	同 III	2	同 III	2	〃	
			同 IV	2	〃	
	確率論及統計学特論 I	2	確率論及統計学特論 I	2	〃	
	同 II	2	同 II	2	〃	

数理科学特論 I	2			〃	
同 II	2	数理科学特論 II	2	〃	
同 III	2	同 III	2	〃	
		同 IV	2	〃	
数学特別講義 I	2	数学特別講義 I	2	〃	
同 II	2	同 II	2	〃	
数学特別演習 I	4	数学研究	16	演習	必修
数学特別演習 II	4				
数学特別演習 III	4				
数学特別演習 IV	4				

- (1) 博士前期課程においては、あらかじめ指導教授と相談の上講義選択科目のうち4単位以内に限り本研究科所属の他の各専攻課程の授業科目をもって代用することができる。

専攻	博士前期課程		博士後期課程		講義その他	備考
	授業科目	単位	授業科目	単位		
生命科学専攻	分子細胞生物学特論 I	2			講義	選択
	同 II	2			〃	〃
	同 III	2			〃	〃
	同 IV	2			〃	〃
	同 V	2			〃	〃
	統合生命科学特論 I	2			〃	〃
	同 II	2			〃	〃
	同 III	2			〃	〃
	同 IV	2			〃	〃
	同 V	2			〃	〃
	同 VI	2			〃	〃
	応用生物学特論 I	2			〃	〃
	同 II	2			〃	〃
	生命科学先端研究技術演習 I	2			演習	〃
	同 II	2			〃	〃
				グローバル生命科学	2	講義
生命科学特別演習 I	4		生命科学特別演習 II	6	演習	必修
生命科学特別研究 I	12		生命科学特別研究 II	15	実験	必修

- (1) 演習のうちから1科目以上を選択履修する。
(2) 博士前期課程においては、あらかじめ指導教授と相談の上、講義選択科目のうち8単位以内に限り本研究科所属の他の専攻課程の授業科目をもって代用することができる。

専攻	博士後期課程		講義その他	備考
	授業科目	単位		
本研究科所属の共通科	インターンシップ	2	演習	

目				
---	--	--	--	--

七 国際社会科学部

専攻	修士課程		備考
	授業科目	単位	
国際社会科学部 専攻	研究指導	2	
	Special Studies in International Economic Policy	2	
	Special Studies in International Economics	2	
	Special Studies in Economic Development	2	
	Special Studies in International Marketing	2	
	国際マクロ経済学特殊研究	2	
	Special Studies in International Accounting and Taxation	2	
	Special Studies in Asian Economics	2	
	国際イノベーションマネジメント特殊研究	2	
	Special Studies in Health Economics	2	
	Special Studies in Agricultural and Rural Development	2	
	Special Studies in International Human Resource Management	2	
	人口学特殊研究	2	
	比較会社法特殊研究	2	
	国際経済政策論実証分析演習	2	
	International Trade Empirical Study Seminar	2	
	Economic Development Empirical Study Seminar	2	
	International Marketing Empirical Study Seminar	2	

国際マクロ経済学実証分析演習	2	
Accounting Information Systems Seminar	2	
Asian Economics Empirical Study Seminar	2	
国際イノベーションマネジメント実証分析演習	2	
Health Economics Empirical Study Seminar	2	
Agricultural and Rural Development Empirical Study Seminar	2	
International Human Resource Management Empirical Study Seminar	2	
人口学実証分析演習	2	
比較会社法実証分析演習	2	
上級統計学	2	
上級質的データ分析法	2	
上級計量経済学	2	
上級計量社会学	2	
Academic Reading for Graduate Students	1	
Academic Presentation for Graduate Students	1	
Data Visualisation and Analysis	1	
Academic Writing for Graduate Students	1	

別表 2

区分	金額 (円)
入学検定料	35,000
入学金	150,000

別表 3 — 1 (修士課程及び博士前期課程)

区分	年額 (円)	分納額及び分納期		
		第 1 期 4 月 30 日まで	第 2 期 9 月 30 日まで	
授業料	法学研究科 政治学研究科 経済学研究科 経営学研究科 国際社会科学研究科	508,000	254,000	254,000
	人文科学研究科	510,000	255,000	255,000
	自然科学研究科	688,000	344,000	344,000
施設費	法学研究科 政治学研究科 経済学研究科	198,000	198,000	—

備 費	経営学研究科				
	国際社会科学研究所				
	人文科学研究科		190,000	190,000	—
	自然科学研究所		196,000	196,000	—
研 究 実 験 費	人文科学研究科 (心理学専攻・臨床心理学専攻・ 教育学専攻)		30,000	30,000	—
	自然科学研 究科	「実験」を選択する もの	70,000	70,000	—

ただし、入学年度の第1期分授業料、施設設備費及び研究実験費は、入学手続き時に納付するものとする。

別表3—2 (博士後期課程)

区分		年額 (円)	分納額及び分納期	
			第1期 4月30日まで	第2期 9月30日まで
授 業 料	法学研究科	480,000	240,000	240,000
	政治学研究科			
	経済学研究科			
	経営学研究科			
施 設 設 備 費	人文科学研究科	480,000	240,000	240,000
	自然科学研究所	650,000	325,000	325,000
	法学研究科	186,000	186,000	—
	政治学研究科			
経済学研究科				
経営学研究科				
研 究 実 験 費	人文科学研究科 (心理学専攻・臨 床心理学専攻・教育学専攻)	30,000	30,000	—
	自然科学研 究科	「実験」を選択する もの	70,000	70,000

ただし、入学年度の第1期分授業料、施設設備費及び研究実験費は、入学手続き時に納付するものとする。

別表4 (委託生、研究生)

	区分	年額 (円)	摘要
授 業 料	法学研究科 政治学研究科 経済学研究科 経営学研究科 人文科学研究科 国際社会科学研究所	320,000	期間が半年の場合は 160,000円
	自然科学研究所	420,000	期間が半年の場合は 210,000円
*	人文科学研究科 (心理学専攻・臨床心理		期間が半年の場合は半額

研究実験費	学専攻・教育学専攻) 自然科学研究科 (「実験」を選択するもの)		
-------	--	--	--

*必要に応じて徴収することがある。

別表5 (科目等履修生、交流学生)

区分	金額 (円)	摘要
選考料	20,000	
登録料	10,000	2年間以上継続して履修する場合は初年度のみ
履修料	1科目につき 50,000	半期終了科目は 25,000円

変更事項を記載した書類

(1) 変更の事由

国際社会科学研究科の設置に伴い、学則の関係条文を以下のとおり変更

(2) 変更点

条文番号	改正内容
第2条	設置する課程に修士課程を追加する。
第3条	第1項に修士課程の標準修業年限を規定する。
第4条	設置する研究科に国際社会科学研究科を追加する。
第5条	国際社会科学研究科の教育研究上の目的を追加する。
第6条	設置する専攻に国際社会科学研究科の国際社会科学専攻を追加する。
第7条	国際社会科学研究科国際社会科学専攻の入学定員及び収容定員を追加する。
第9条	教育課程に関して、修士課程・国際社会科学研究科を追加する。
第10条	履修方法に関して、修士課程を追加する。
第14条	課程の修了について、修士課程・国際社会科学研究科を追加する。また、第3項に修士課程又は博士前期課程の学生の修了要件に係る条文を追加する。
第17条	修了者に授与される学位（専攻分野）に国際社会科学研究科国際社会科学専攻の学位を追加する。
第18条	学位の授与に関して、修士課程を追加する。
第21条	本大学院へ入学することのできる者に関して、修士課程を追加する。
第27条	第2項及び第3項に定める休学期間に関して、修士課程を追加する。また、第1項に学校法人学習院規程等作成の手引に則った字句修正を加える。
第29条	学校法人学習院規程等作成の手引に則った字句修正を加える。
第32条	留学した大学院又は他の大学院において修得した単位に関して、修士課程を追加する。
別表1	第7号に国際社会科学研究科の授業科目及び単位数を追加する。
別表3-1	国際社会科学研究科の授業料及び施設設備費を追加する。
別表4	国際社会科学研究科の委託生及び研究生の授業料を追加する。
附則	改正学則の施行日を令和8年4月1日とする。

学習院大学大学院学則変更条文対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 < 略 ></p> <p>第2条 本大学院に<u>修士課程及び博士課程</u>を置く。</p> <p>第3条 <u>修士課程の修業年限は標準2年とする。</u></p> <p>2 博士課程の修業年限は標準5年とし、これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する。</p> <p>3 < 略 ></p> <p>4 < 略 ></p> <p style="text-align: center;">第2章 研究科の組織、教育研究上の目的及び学生定員</p> <p>第4条 本大学院に次の研究科を置く。</p> <p>法学研究科 政治学研究科 経済学研究科 経営学研究科 人文科学研究科 自然科学研究科 <u>国際社会科学研究科</u></p> <p>第5条 本大学院各研究科の教育研究上の目的は次のとおりとする。</p> <p>一 < 略 > 二 < 略 > 三 < 略 > 四 < 略 > 五 < 略 > 六 < 略 > 七 < 略 > 八 < 略 > 九 < 略 > 十 < 略 > 十一 < 略 > 十二 < 略 > 十三 <u>国際社会科学研究科（修士課程）は、グローバル社会が直面する諸</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 < 略 ></p> <p>第2条 本大学院に博士課程を置く。</p> <p>第3条 博士課程の修業年限は標準5年とし、これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する。</p> <p>2 < 略 ></p> <p>3 < 略 ></p> <p style="text-align: center;">第2章 研究科の組織、教育研究上の目的及び学生定員</p> <p>第4条 本大学院に次の研究科を置く。</p> <p>法学研究科 政治学研究科 経済学研究科 経営学研究科 人文科学研究科 自然科学研究科</p> <p>第5条 本大学院各研究科の教育研究上の目的は次のとおりとする。</p> <p>一 < 略 > 二 < 略 > 三 < 略 > 四 < 略 > 五 < 略 > 六 < 略 > 七 < 略 > 八 < 略 > 九 < 略 > 十 < 略 > 十一 < 略 > 十二 < 略 ></p>

改 正 案	現 行																																																				
<p>課題をデータに基づいた定量的アプローチにより分析し、それらの課題に対する現実的な解決策を提示できる高度な専門知識と課題解決能力を有する人材を養成する。</p> <p>第6条 本大学院各研究科に次の専攻を置く。</p> <p>修士課程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">研究科</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">専攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国際社会科学研究科</td> <td style="text-align: center;">国際社会科学専攻</td> </tr> </tbody> </table> <p>博士課程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">研究科</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">専攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7条 本大学院各研究科の定員は、次のとおりとする。</p> <p>修士課程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">研究科</th> <th style="width: 25%;">専攻</th> <th style="width: 12.5%;">入学定員</th> <th style="width: 12.5%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国際社会科学研究科</td> <td style="text-align: center;">国際社会科学専攻</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> </tbody> </table> <p>博士課程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">研究科</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">専攻</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">前期課程</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">後期課程</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">入学定員</th> <th style="width: 10%;">収容定員</th> <th style="width: 10%;">入学定員</th> <th style="width: 10%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3章 教育課程及び履修方法</p> <p>第8条 < 略 ></p> <p>2 < 略 ></p> <p>3 < 略 ></p> <p>4 < 略 ></p> <p>5 < 略 ></p> <p>6 < 略 ></p> <p>7 < 略 ></p> <p>8 < 略 ></p> <p>第9条 修士課程又は博士前期課程の学生は、2年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について、30単位以上を修得し、さらに修士の学</p>	研究科	専攻	国際社会科学研究科	国際社会科学専攻	研究科	専攻	(省 略)		研究科	専攻	入学定員	収容定員	国際社会科学研究科	国際社会科学専攻	6	12	研究科	専攻	前期課程		後期課程		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	(省 略)						<p>第6条 本大学院各研究科に次の専攻を置く。</p> <p>博士課程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">研究科</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">専攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7条 本大学院各研究科の定員は、次のとおりとする。</p> <p>博士課程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">研究科</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">専攻</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">前期課程</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">後期課程</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">入学定員</th> <th style="width: 10%;">収容定員</th> <th style="width: 10%;">入学定員</th> <th style="width: 10%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3章 教育課程及び履修方法</p> <p>第8条 < 略 ></p> <p>2 < 略 ></p> <p>3 < 略 ></p> <p>4 < 略 ></p> <p>5 < 略 ></p> <p>6 < 略 ></p> <p>7 < 略 ></p> <p>8 < 略 ></p> <p>第9条 博士前期課程の学生は、2年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について、30単位以上を修得し、さらに修士の学位論文を提出し、</p>	研究科	専攻	(省 略)		研究科	専攻	前期課程		後期課程		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	(省 略)					
研究科	専攻																																																				
国際社会科学研究科	国際社会科学専攻																																																				
研究科	専攻																																																				
(省 略)																																																					
研究科	専攻	入学定員	収容定員																																																		
国際社会科学研究科	国際社会科学専攻	6	12																																																		
研究科	専攻	前期課程		後期課程																																																	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員																																																
(省 略)																																																					
研究科	専攻																																																				
(省 略)																																																					
研究科	専攻	前期課程		後期課程																																																	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員																																																
(省 略)																																																					

改 正 案	現 行
<p>位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。ただし、政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科及び国際社会科学研究科においては、当該研究科の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の提出をもって修士の学位論文の提出に代えることができる。</p>	<p>かつ最終試験を受けなければならない。ただし、政治学研究科、経済学研究科及び経営学研究科においては、当該研究科の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の提出をもって修士の学位論文の提出に代えることができる。</p>
<p>2 < 略 ></p>	<p>2 < 略 ></p>
<p>3 在学年数は、<u>修士課程又は博士前期課程</u>においては4年、博士後期課程においては6年を超えることができない。</p>	<p>3 在学年数は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることができない。</p>
<p>4 博士前期課程を修了して博士後期課程に進学する場合には入学検定に合格しなければならない。</p>	<p>4 博士前期課程を修了して博士後期課程に進学する場合には入学検定に合格しなければならない。</p>
<p>5 < 略 ></p>	<p>5 < 略 ></p>
<p>第10条 各研究科において教育研究上有益と認めるときには、他の大学院とあらかじめ協議の上、他の大学院の授業科目を履修させることができる。</p>	<p>第10条 各研究科において教育研究上有益と認めるときには、他の大学院とあらかじめ協議の上、他の大学院の授業科目を履修させることができる。</p>
<p>2 各研究科において教育研究上有益と認めるときには、他の大学院又は研究機関とあらかじめ協議の上、他の大学院又は研究機関において研究指導を受けさせることができる。</p>	<p>2 各研究科において教育研究上有益と認めるときには、他の大学院又は研究機関とあらかじめ協議の上、他の大学院又は研究機関において研究指導を受けさせることができる。</p>
<p>3 前2項に基づいて修得した単位について、<u>修士課程、博士前期課程又は博士後期課程</u>の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。ただし、算入することができる単位数は、<u>修士課程、博士前期課程及び博士後期課程</u>を通じて15単位を限度とする。</p>	<p>3 前2項に基づいて修得した単位について、博士前期課程又は博士後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。ただし、算入することができる単位数は、博士前期課程及び博士後期課程を通じて15単位を限度とする。</p>
<p>4 各研究科において教育研究上有益と認めるときには、学生が当該研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院において既に修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）について、<u>修士課程、博士前期課程又は博士後期課程</u>の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。ただし、当該研究科に入学する前に他の大学院において既に修得した単位については、<u>修士課程、博士前期課程及び博士後期課程</u>を通じて15単位を限度とする。</p>	<p>4 各研究科において教育研究上有益と認めるときには、学生が当該研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院において既に修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）について、博士前期課程又は博士後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。ただし、当該研究科に入学する前に他の大学院において既に修得した単位については、博士前期課程及び博士後期課程を通じて15単位を限度とする。</p>
<p>5 前2項により算入することのできる単位数のうち、他の大学院において修得した単位については、<u>修士課程、博士前期課程及び博士後期課程</u>を通じて合計20単位を限度とする。</p>	<p>5 前2項により算入することのできる単位数のうち、他の大学院において修得した単位については、博士前期課程及び博士後期課程を通じて合計20単位を限度とする。</p>
<p>6 各研究科において教育研究上有益と認めるときには、学生が当該研究科に入学する前に本大学院の委託生、研究生又は協定留学生として在籍していたときに履修し、合格した授業科目について、単位を修得したものとみ</p>	<p>6 各研究科において教育研究上有益と認めるときには、学生が当該研究科に入学する前に本大学院の委託生、研究生又は協定留学生として在籍していたときに履修し、合格した授業科目について、単位を修得したものとみなし、</p>

改正案	現行
<p>なし、その単位を<u>修士課程、博士前期課程又は博士後期課程</u>の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。</p> <p>7 < 略 ></p> <p>< 中 略 ></p> <p>第14条 <u>修士課程又は博士前期課程</u>を修了するためには、第9条第1項により、2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修業年限に関しては、政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、人文科学研究科、<u>自然科学研究科及び国際社会科学研究科</u>においては、当該研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、1年まで短縮することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第10条第4項及び第6項により、学生が当該研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院において既に修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該研究科において修得したものとみなし、当該単位の修得により当該研究科の<u>修士課程又は博士前期課程</u>の教育課程の一部を履修したと認める学生に関しては、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該研究科に1年間在学したものとみなすことができる。</p> <p>3 <u>本条第1項ただし書き及び前項を併用する場合であっても、修士課程又は博士前期課程の学生は、修了要件として、少なくとも1年間は本大学院に在学しなければならない。</u></p>	<p>その単位を博士前期課程又は博士後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。</p> <p>7 < 略 ></p> <p>< 中 略 ></p> <p>第14条 博士前期課程を修了するためには、第9条第1項により、2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修業年限に関しては、政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、人文科学研究科<u>及び自然科学研究科</u>においては、当該研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、1年まで短縮することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第10条第4項及び第6項により、学生が当該研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院において既に修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該研究科において修得したものとみなし、当該単位の修得により当該研究科の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認める学生に関しては、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該研究科に1年間在学したものとみなすことができる。</p>
<p>< 中 略 ></p> <p>第17条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>修士課程</u> <u>国際社会科学</u> <u>国際社会科学専攻</u> <u>修士</u> (社会科学研究科 学)</p> <p>(2) <u>博士前期課程</u> < 略 ></p> <p>(3) <u>博士後期課程</u> < 略 ></p> <p>第18条 本大学院の<u>修士課程、博士前期課程及び博士後期課程</u>においてそれぞれ第9条所定の単位を修得し、学位論文又は特定の課題についての研究</p>	<p>< 中 略 ></p> <p>第17条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>博士前期課程</u> < 略 ></p> <p>(2) <u>博士後期課程</u> < 略 ></p> <p>第18条 本大学院の博士前期課程及び博士後期課程においてそれぞれ第9条所定の単位を修得し、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及</p>

改正案	現行
<p>の成果の審査及び最終試験に合格した者にはそれぞれの学位を授与する。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>第6章 入学、専攻の変更、休学、退学及び留学</p> <p>第21条 本大学院の<u>修士課程又は博士前期課程</u>に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 ＜ 略 ＞</p> <p>二 ＜ 略 ＞</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>第27条 病気その他やむを得ない理由により<u>3か月</u>以上欠席しようとする者は、学長の許可を得て休学することができる。病気による場合には、医師の診断書を提出しなければならない。</p> <p>2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き休学を要する者は、学長の許可を得て、<u>修士課程及び博士前期課程</u>では更に1年間、<u>博士後期課程</u>では更に2年間を限度に休学することができる。</p> <p>3 休学期間は、通算して<u>修士課程又は博士前期課程</u>で2年、<u>博士後期課程</u>で3年を超えることができない。</p> <p>第28条 ＜ 略 ＞</p> <p>第29条 願出期日より<u>3か月</u>以内に休学理由が消滅した場合には、届出により遡って休学許可を取り消す。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>第32条 ＜ 略 ＞</p> <p>2 留学期間は、原則として1年間とする。ただし、特別の理由がある場合には、学長の許可を得て、<u>国際社会科学研究科修士課程及び博士前期課程</u>では更に1年間、<u>博士後期課程</u>では更に2年間を限度に留学期間の延長を認めることができる。</p> <p>3 留学期間は、通算して<u>国際社会科学研究科修士課程及び博士前期課程</u>で2年、<u>博士後期課程</u>で3年を超えることができない。</p>	<p>び最終試験に合格した者にはそれぞれの学位を授与する。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>第6章 入学、専攻の変更、休学、退学及び留学</p> <p>第21条 本大学院の博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 ＜ 略 ＞</p> <p>二 ＜ 略 ＞</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>第27条 病気その他やむを得ない理由により<u>3カ月</u>以上欠席しようとする者は、学長の許可を得て休学することができる。病気による場合には、医師の診断書を提出しなければならない。</p> <p>2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き休学を要する者は、学長の許可を得て、<u>博士前期課程</u>では更に1年間、<u>博士後期課程</u>では更に2年間を限度に休学することができる。</p> <p>3 休学期間は、通算して<u>博士前期課程</u>で2年、<u>博士後期課程</u>で3年を超えることができない。</p> <p>第28条 ＜ 略 ＞</p> <p>第29条 願出期日より<u>3カ月</u>以内に休学理由が消滅した場合には、届出により遡って休学許可を取り消す。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>第32条 ＜ 略 ＞</p> <p>2 留学期間は、原則として1年間とする。ただし、特別の理由がある場合には、学長の許可を得て、<u>博士前期課程</u>では更に1年間、<u>博士後期課程</u>では更に2年間を限度に留学期間の延長を認めることができる。</p> <p>3 留学期間は、通算して<u>博士前期課程</u>で2年、<u>博士後期課程</u>で3年を超えることができない。</p>

改 正 案	現 行														
<p>4 < 略 ></p> <p>5 留学の許可を得た者が、留学した大学院において修得した単位については、研究科委員会の議を経て、第10条第1項から第3項までに基づいて修得した単位と合わせ、<u>修士課程</u>、<u>博士前期課程</u>及び<u>博士後期課程</u>を通じて合計15単位を限度として本大学院において修得したものとして認定することができる。ただし、同条第5項の規定に基づき、他の大学院において修得した単位については、当該研究科に入学する前に他の大学院において既に修得した単位と合わせ、<u>修士課程</u>、<u>博士前期課程</u>及び<u>博士後期課程</u>を通じて合計20単位を限度とする。</p> <p>6 < 略 ></p> <p>7 < 略 ></p> <p>8 < 略 ></p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p> <p>別表1</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p> <p>七 国際社会科学部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">専攻</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">修士課程</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">備考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">授業科目</th> <th style="text-align: center;">単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td><u>研究指導</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>Special Studies</u> <u>in International</u> <u>Economic Policy</u> <u>Special Studies</u> <u>in International</u> <u>Economics</u> <u>Special Studies</u> <u>in Economic</u> <u>Development</u> <u>Special Studies</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	専攻	修士課程		備考	授業科目	単位		<u>研究指導</u>	<u>2</u>			<u>Special Studies</u> <u>in International</u> <u>Economic Policy</u> <u>Special Studies</u> <u>in International</u> <u>Economics</u> <u>Special Studies</u> <u>in Economic</u> <u>Development</u> <u>Special Studies</u>	<u>2</u>		<p>4 < 略 ></p> <p>5 留学の許可を得た者が、留学した大学院において修得した単位については、研究科委員会の議を経て、第10条第1項から第3項までに基づいて修得した単位と合わせ、<u>博士前期課程</u>及び<u>博士後期課程</u>を通じて合計15単位を限度として本大学院において修得したものとして認定することができる。ただし、同条第5項の規定に基づき、他の大学院において修得した単位については、当該研究科に入学する前に他の大学院において既に修得した単位と合わせ、<u>博士前期課程</u>及び<u>博士後期課程</u>を通じて合計20単位を限度とする。</p> <p>6 < 略 ></p> <p>7 < 略 ></p> <p>8 < 略 ></p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p> <p>別表1</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p>
専攻		修士課程			備考										
	授業科目	単位													
	<u>研究指導</u>	<u>2</u>													
	<u>Special Studies</u> <u>in International</u> <u>Economic Policy</u> <u>Special Studies</u> <u>in International</u> <u>Economics</u> <u>Special Studies</u> <u>in Economic</u> <u>Development</u> <u>Special Studies</u>	<u>2</u>													

改 正 案		現 行	
国 際 社 会 科 学 専 攻	<u>in International Marketing</u> 国際マクロ経済学 特殊研究	<u>2</u>	
	<u>Special Studies in International Accounting and Taxation</u>	<u>2</u>	
	<u>Special Studies in Asian Economics</u>	<u>2</u>	
	<u>国際イノベーション マネジメント特 殊研究</u>	<u>2</u>	
	<u>Special Studies in Health Economics</u>	<u>2</u>	
	<u>Special Studies in Agricultural and Rural Development</u>	<u>2</u>	
	<u>Special Studies in International Human Resource Management</u>	<u>2</u>	
	<u>人口学特殊研究</u>	<u>2</u>	
	<u>比較会社法特殊研 究</u>	<u>2</u>	
	<u>国際経済政策論実 証分析演習</u>	<u>2</u>	
	<u>International Trade Empirical Study Seminar</u>	<u>2</u>	

改 正 案			現 行	
<u>Economic Development Empirical Study Seminar</u>	<u>2</u>			
<u>International Marketing Empirical Study Seminar</u>	<u>2</u>			
<u>国際マクロ経済学 実証分析演習</u>	<u>2</u>			
<u>Accounting Information Systems Seminar</u>	<u>2</u>			
<u>Asian Economics Empirical Study Seminar</u>	<u>2</u>			
<u>国際イノベーションマネジメント実証分析演習</u>	<u>2</u>			
<u>Health Economics Empirical Study Seminar</u>	<u>2</u>			
<u>Agricultural and Rural Development Empirical Study Seminar</u>	<u>2</u>			
<u>International Human Resource Management Empirical Study Seminar</u>	<u>2</u>			
<u>人口学実証分析演習</u>	<u>2</u>			

改 正 案			現 行		
比較会社法実証分 析演習	<u>2</u>				
上級統計学	<u>2</u>				
上級質的データ分 析法	<u>2</u>				
上級計量経済学	<u>2</u>				
上級計量社会学	<u>2</u>				
Academic Reading for Graduate Students	<u>1</u>				
Academic Presentation for Graduate Students	<u>1</u>				
Data Visualisation and Analysis	<u>1</u>				
Academic Writing for Graduate Students	<u>1</u>				

別表 2

区分	金額 (円)
(省 略)	

別表 3-1 (修士課程及び博士前期課程)

区分	年額 (円)	分納額及び分納期	
		第1期 4月30日まで	第2期 9月30日まで
法学研究科 政治学研究科 経済学研究科 経営学研究科 国際社会科学研究科	508,000	254,000	254,000
人文科学研究科	510,000	255,000	255,000

授業料

別表 2

区分	金額 (円)
(省 略)	

別表 3-1 (博士前期課程)

区分	年額 (円)	分納額及び分納期	
		第1期 4月30日まで	第2期 9月30日まで
法学研究科 政治学研究科 経済学研究科 経営学研究科	508,000	254,000	254,000
人文科学研究科	510,000	255,000	255,000

授業料

改 正 案				
	自然科学研究科	688,000	344,000	344,000
施設 設備 費	法学研究科			
	政治学研究科	198,000	198,000	—
	経済学研究科			
	経営学研究科			
	国際社会科学研究科			
	人文科学研究科	190,000	190,000	—
	自然科学研究科	196,000	196,000	—
研究 実 験 費	人文科学研究科 (心理学専攻・臨床心理 学専攻・教育学専攻)	30,000	30,000	—
	自然科学 研究科 「実験」を選択 するもの	70,000	70,000	—

ただし、入学年度の第1期分授業料、施設設備費及び研究実験費は、入学
 手続時に納付するものとする。

別表3-2 (博士後期課程)

区分	年額 (円)	分納額及び分納期	
		第1期 4月30日ま で	第2期 9月30日ま で
(省 略)			

ただし、入学年度の第1期分授業料、施設設備費及び研究実験費は、入学
 手続時に納付するものとする。

別表4 (委託生、研究生)

区分	年額 (円)	摘要
授業料	320,000	期間が半年の場合 は160,000円

現 行				
	自然科学研究科	688,000	344,000	344,000
施設 設備 費	法学研究科			
	政治学研究科	198,000	198,000	—
	経済学研究科			
	経営学研究科			
	国際社会科学研究科			
	人文科学研究科	190,000	190,000	—
	自然科学研究科	196,000	196,000	—
研究 実 験 費	人文科学研究科 (心理学専攻・臨床心理 学専攻・教育学専攻)	30,000	30,000	—
	自然科学 研究科 「実験」を選択 するもの	70,000	70,000	—

ただし、入学年度の第1期分授業料、施設設備費及び研究実験費は、入学
 手続時に納付するものとする。

別表3-2 (博士後期課程)

区分	年額 (円)	分納額及び分納期	
		第1期 4月30日ま で	第2期 9月30日ま で
(省 略)			

ただし、入学年度の第1期分授業料、施設設備費及び研究実験費は、入学
 手続時に納付するものとする。

別表4 (委託生、研究生)

区分	年額 (円)	摘要
授業料	320,000	期間が半年の場合 は160,000円

改 正 案				現 行			
	自然科学研究科	420,000	期間が半年の場合は210,000円		自然科学研究科	420,000	期間が半年の場合は210,000円
*	人文科学研究科 (心理学専攻・臨床心理学専攻・教育学専攻) 自然科学研究科 (「実験」を選択するもの)		期間が半年の場合は半額	*	人文科学研究科 (心理学専攻・臨床心理学専攻・教育学専攻) 自然科学研究科 (「実験」を選択するもの)		期間が半年の場合は半額
*必要に応じて徴収することがある。				*必要に応じて徴収することがある。			
別表5 (科目等履修生、交流学生)				別表5 (科目等履修生、交流学生)			
	区分	金額 (円)	摘要		区分	金額 (円)	摘要
	(省 略)				(省 略)		
附 則				附 則			
この学則は、令和8年4月1日から施行する。				この学則は、令和8年4月1日から施行する。			

学習院大学国際社会科学研究所委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国際社会科学研究所委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、本研究科に所属する教員のうち国際社会科学部国際社会科学科所属の教授、准教授、特別任用教授及び講師をもって組織する。

(招集)

第3条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員会を組織する者の3分の1以上から要求があった場合には、委員会を招集しなければならない。

3 委員会は、定員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(議決)

第4条 委員会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、人事については出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

一 学生の入学及び課程の修了

二 学位の授与

三 学習院大学大学院学則第45条第1項第3号に基づき、学長が、次に定めるもの。

ア 学生の休学、退学、転学、留学等に関する事項

イ 入学試験、学位論文の審査及び最終試験に関する事項

ウ 研究及び授業に関する事項

エ 学科課程及び試験に関する事項

オ 学生の指導及び賞罰に関する事項

カ 人事に関する事項

キ 各種委員選出に関する事項

ク 学長の諮問事項に関する事項

四 その他本研究科に関する重要事項

(議事録)

第6条 委員会には書記を置き、議事録を作成させる。議事録は委員長がこれを管理する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、委員会の議決による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

學 習 院 大 學 學 則

昭和 28 年 4 月 1 日
施行

改正 平成 13 年 5 月 29 日

本院はすべて社会的地位や身分にかかわらず広く男女学生を教育することを本旨として、教育基本法及び学校教育法に基づいて次の諸学校の学則の定めるところによつてこれらの男女に幼児の保育から大学教育に至る一貫した教養を与え、高潔な人格、確乎とした識見並びに近代人にふさわしい健全で豊かな思想感情を培い、これによつて人類と祖国とに奉仕する人材を育成することを目的とする。

学習院幼稚園

学習院初等科

学習院女子中等科

学習院中等科

学習院女子高等科

学習院高等科

学習院女子大学

学習院大学

附 則

この学則総記は、平成 13 年 5 月 29 日から施行する。

改正	昭和60年5月27日	昭和60年10月31日
	昭和61年4月1日	昭和62年4月1日
	昭和63年4月1日	平成元年4月1日
	平成元年6月1日	平成元年10月27日
	平成2年4月1日	平成2年5月30日
	平成3年4月1日	平成3年10月30日
	平成4年4月1日	平成4年10月30日
	平成5年4月1日	平成5年10月29日
	平成6年3月28日	平成6年4月1日
	平成7年4月1日	平成8年4月1日
	平成9年4月1日	平成10年4月1日
	平成11年4月1日	平成12年4月1日
	平成13年4月1日	平成14年4月1日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年4月1日	平成28年4月1日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	令和2年10月1日	令和3年4月1日
	令和4年4月1日	令和5年4月1日
	令和6年4月1日	令和7年4月1日

第1章 総則

第1条 本大学は、総記の精神に基づき精深な学術の理論と応用とを研究教授し、有用な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

第2条 本大学は、学習院大学と称する。

第3条 本大学は、東京都豊島区目白1丁目5番1号に置く。

第2章 学部・学科の組織及び教育研究上の目的

第4条 本大学に、法学部・経済学部・文学部・理学部・国際社会科学部の5学部を置く。

第5条 法学部に法学科・政治学科

経済学部を経済学科・経営学科

文学部に哲学科・史学科・日本語日本文学科・英語英米文化学科・ドイツ語圏文化学科・フランス語圏文化学科・心理学科・教育学科

理学部に物理学科・化学科・数学科・生命科学科

国際社会科学部に国際社会科学科

を置く。

第5条の2 本大学各学部・学科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

一 法学部における教育の目的は、法と政治を中心とする専門分野を深く掘り下げながら、できるだけ広い視野で現代社会の諸現象・諸問題を把握・分析する高度な能力を養うことにある。すなわち、温かい人間性を涵養しつつ、たえず真理を追求する気持ちを失わずに、自分で問題を発見

し、検討し、適切な判断ができる能力を持った人材を、少人数教育を通して育成する。

法学科は、法の理念、法の体系としくみ、法による具体的な争いの解決について学び、幅広い教養と国際感覚に基づいたリーガル・マインドを身につけ、社会の様々な分野で法的知識やリーガル・マインドを存分に発揮して活躍する優れた人材を育成する。

政治学科は、政治学・社会学の様々な科目を学ぶことを通じて、社会に対する深い洞察力と幅広い教養を備え、高い指導力と問題解決能力を持った人材を育成する。

二 経済学部は、現代社会が直面する国内及び海外の様々な経済・経営問題を主体的に捉え、自ら調べ、解決する能力及びそのための豊かな創造力を持ち、かつ、高い倫理性を備えた人材を育成する。

経済学科は、現代社会が直面する国内及び海外の様々な経済問題に対して、理論的理解、実証的把握、政策課題の設定、有効な解決策の検討等の諸側面にわたる能力を身につけ、諸課題に主体的に取り組む積極性を持ち、かつ、高い倫理性を備えた人材を育成する。

経営学科は、現代社会が直面する国内及び海外の様々な経営問題に対して、理論的な知識や実証的手法を身につけ、経営及び関連する制度上の諸課題について自ら問題を設定・分析する能力及びそのための豊かな創造力を持ち、かつ、高い倫理性を備えた人材を育成する。

三 文学部の行う教育の目標は、人文科学諸分野の研究内容を理解し、研究方法を取得した学生自らが、人文科学研究の創造を行うところにある。文学部各学科で文化創造の経験をさせることによって、社会の一員として、社会全体の文化を考え、文化を支え、文化を創造する担い手を育てることを目的とする。

哲学科は、東西の哲学・思想史及び美学・美術史の領域における知識と考え方を教え、学生が各々の研究課題を自立的に追究できるよう指導することによって、専門知識を生かして活動する人材の育成はもとより、広くよりよく生きる力としての教養と思索力を身につけた社会人の育成を目指す。

史学科は、歴史学が蓄積してきた成果を受け継ぐとともに、あらたな時代の要請に応えられる歴史研究を目指し、学生には文献など諸資料の分析をつうじて自主的な歴史のとらえ方を身につけさせるとともに、現代社会の状況に的確かつ柔軟に対応できる思考力を備えた人材の育成を目指す。

日本語日本文学科は、古代から現代までの日本語・日本文学・日本文化、国際的な視野に基づいた日本語教育・言語学などに関する授業を通して、実証的で堅実な研究方法を身につけるとともに、創意に満ちた国際的な感覚や学際的な関心を持った人材の育成を目指す。

英語英米文化学科は、4技能にわたる高度で包括的な英語運用能力を養成し、英語圏の文化や社会に関する知識を習得させ、グローバル社会で要請される思考力、判断力及び自己表現能力を発展させるとともに、英語及び英語圏文化の研究によって、今後さらに速まるであろう英語ベースの情報化社会への対応能力のある人材を育成する。

ドイツ語圏文化学科の教育目標は、高いレベルのドイツ語運用能力を養成するとともに、ドイツ語圏における文化的・社会的事象の研究を通して新たな視座を形成することにある。それにより批判的に物事を捉え、自立した問題解決能力・自己表現能力を身につけた人材の育成を目指す。

フランス語圏文化学科の教育目標は、高度な語学力をもとにフランス語圏の文化の多角的な研究を通して、多様な価値観を持つ世界の中に自らを位置づける視野を獲得させることにある。専門性を活用しつつ、複雑化する社会の中で、自立的に世界を切り拓いて行ける人材を育成することを目指す。

心理学科は、心理学の幅広い知識と思考・研究方法を身につけた上で、学生が自らの関心に沿ってテーマを選択し、自立的に研究を進めることができる能力を育むことによって、心理学的な視点で問題解決することができる人材を育成する。

教育学科の教育目標は、教育及び社会に関する幅広い知見と教育に関する専門的な技能を獲得させ、発達の多様な可能性を探求・研究することである。次代を担う人々の成長を促進し共生社会を形成・創造するための資質・能力をもった人材を育成することを目指す。

四 理学部は、教育においては、物事の根本を論理的・実証的に分析・考察する能力、その結果を総合し実地に活かす技能、考えや知識を他人に的確に伝える技術を備えた人材を育成する。研究においては、教育及び社会との関わりに最大限配慮しつつ、科学の発展に本質的な形で寄与することを旨とする。

物理学科は、自然現象を理解する上で不可欠となる論理的思考力、実験観察の技術及び方法論並びに演習を通じた問題解決能力を身につけ、それらの経験を生かして一般社会においてもリーダーシップを発揮して活躍できる人材を育成する。研究においては、独創性に主眼をおき、深遠である自然法則に対する強い探究心をもって、英知を開くことを旨とする。

化学科は、物質を構成する原子や分子の構造、性質、反応などについての科学的思考力の養成及び実験技術の教育を行い、社会に貢献できる人材を育成する。研究においては、化学の幅広い分野の基礎研究や応用研究を通して、科学の発展に貢献することを旨とする。

数学科は、数学を理解する上で重要な論理的思考力・計算力を養成する教育を行い、数学探究の実践から得られる論理的な洞察力を身につけて社会に貢献できる人材を育成する。研究においては、数学の幅広い分野の研究を通して、文化と科学の発展に貢献することを旨とする。

生命科学科は、生物を構成する分子と細胞、さらには生物個体について、それらの構造、機能、相互作用などの教育を通して、生命現象を深く理解する人材を育成する。研究においては、生命科学の幅広い分野の基礎及び応用研究を通して、科学の進歩と社会の発展に貢献することを旨とする。

五 国際社会科学部は、広い視野から国際的な発想ができることを活かして、国際的なビジネスで活躍できる人材を育成することを基本の目的とする。社会科学と語学教育を融合させたカリキュラムにより、グローバルな問題を理解し探究するための社会科学の基礎学力を育み、また、それを活かしてグローバル環境において活躍できるコミュニケーション能力を育むことを旨とする。研究においては、国際間の違いが、経済的・社会的な活動に大きな影響を持っていることを、社会を分析する様々な視点から理解することで、諸問題への解決策を考えることを旨とする。

第6条 各学部及び学科の収容定員は、次の通りとする。

学部・学科	入学定員 (名)	収容定員 (名)
法学部	480	1,920
法学科	250	1,000
政治学科	230	920
経済学部	500	2,000
経済学科	250	1,000
経営学科	250	1,000
文学部	675	2,700
哲学科	95	380
史学科	95	380
日本語日本文学科	115	460
英語英米文化学科	115	460
ドイツ語圏文化学科	50	200
フランス語圏文化学科	65	260
心理学科	90	360
教育学科	50	200
理学部	210	840
物理学科	48	192
化学科	54	216
数学科	60	240
生命科学科	48	192
国際社会科学部	200	800

国際社会科学科	200	800
計	2,065	8,260

第3章 大学院及び専門職大学院

第7条 本大学に大学院及び専門職大学院を置く。

2 大学院については、学習院大学大学院学則の定めるところによる。

3 専門職大学院については、学習院大学専門職大学院学則の定めるところによる。

第4章 教育課程

第8条 本大学の修業年限は4年とする。

第9条 授業科目は、以下のとおりとする。

- 一 全学共通科目
- 二 専門科目
- 三 教職に関する科目
- 四 博物館に関する科目

2 各学科の学生は、前項の授業科目のうち、当該学科の属する学部の履修規定によって指定された授業科目を履修することができる。

3 授業科目は、各学部の履修規定の定めるところにより必修科目、選択科目、自由科目又は随意科目のいずれかとして指定される。

第10条 各学部は、履修規定によって、授業科目の履修年次を指定することができる。

2 各学部は、履修規定によって、特定の科目の履修について、一定の科目を履修済みであること又は一定の単位を修得していることを条件とすることができる。

第11条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- 一 講義（外国語を除く）及び演習については15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 講義（外国語）、実験、実習及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 講義（外国語を除く）又は演習のいずれかと、他の授業の方法を併用する場合には、計30時間の授業をもって1単位とする。

4 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

5 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

6 各授業科目の授業は、13週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、別に定める期間において授業を行うことができる。

第12条 全学共通科目は、各学部学科における専門教育を補完し、専門教育の成果に深みと幅を与え、学生の在学中と卒業後の生活の充実に資するために、すべての学生に推奨するに値する科目をいう。その種類及び単位数は、附表1の通りとする。

2 専門科目は、各学部学科の教育上の目的を達成するために必要な科目及びそのために有用な科目をいう。その種類及び単位数は、附表2の通りとする。

第13条 学生の修得すべき総単位数は、124単位から136単位の範囲内で各学部が定める。

2 前項の単位数のうち、第11条第2項の授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。

3 学生の修得すべき必修科目及び選択科目の単位数は、各学部の履修規定の定めるところによる。

4 第1項の単位数に算入される自由科目の単位数又は科目数の上限は、各学部の履修規定の定めるところによる。

5 随意科目として修得した単位は、上記各項に規定する単位数には算入しない。

第14条 本大学は、教育上有益と認めるときは、各学部が別に定めるところにより、次の各号に定める履修又は学修を本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、所定の単位を与えることができる。

- 一 在学中の学生による次に定める他大学等の履修又は学修
 - ア 国内の他の大学又は短期大学における履修
 - イ 外国の大学への留学の許可を得た者の留学した大学における履修
 - ウ 許可を得て本大学の休業期間中に渡航した者の外国の大学における履修
 - エ 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他平成3年文部省告示第68号の定めによる学修
- 二 新たに本大学の第1年次に入学した学生による次に定める入学前の履修又は学修
 - ア 国内の大学又は短期大学における履修（科目等履修生として修得した単位を含む。）
 - イ 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他平成3年文部省告示第68号の定めによる学修

第15条 前条に基づき本大学における授業科目の履修により修得した単位に算入することができる単位数は、それぞれ次の各号に定める単位数を上限とし、合計60単位を限度とする。

- 一 前条第1号ア及びエにより算入することができる単位数は、それぞれを合計して30単位を限度とする。
 - 二 前条第1号イ及びウにより算入することができる単位数は、それぞれを合計して60単位を限度とする。
 - 三 前条第2号により算入することができる単位数は、30単位を限度とする。
- 2 前項に定める上限60単位には、本大学において修得した単位（科目等履修生及び科目等履修生（高等科生）として修得した単位を含む。）は含まないものとする。

第16条 授業科目の履修方法は、各学部の履修規定で定める。

第17条 本大学に、教育職員免許法に基づき、教職課程を置く。

第17条の2 教育職員免許状を取得しようとする者は、各学部の授業科目より教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

第18条 本大学において取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりである。

学部・学科		免許状の種類	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
法学部	法学科		社会	公民
	政治学科		社会	公民
経済学部	経済学科		社会	公民
	経営学科		社会	公民・情報
文学部	哲学科		社会	公民
	史学科		社会	地理歴史
	日本語日本文学科		国語	国語・書道
	英語英米文化学科		外国語（英語）	外国語（英語）
	ドイツ語圏文化学科		外国語（ドイツ語）	外国語（ドイツ語）
	フランス語圏文化学科		外国語（フランス語）	外国語（フランス語）
	心理学科		職業指導	職業指導
理学部	物理学科		理科	理科
	化学科		理科	理科
	数学科		数学	数学
	生命科学科		理科	理科
国際社会科学部	国際社会科学科		社会	公民

学部・学科		免許状の種類
文学部	教育学科	小学校教諭一種免許状

第19条 教職に関する科目は、文学部に置く。

2 教職に関する科目の種類及び単位数は、附表3の通りとする。

第20条 本大学に、学芸員課程を置く。

2 博物館法に定める学芸員の資格を取得しようとする者のために、本大学に博物館に関する科目を設ける。

第21条 博物館に関する科目は、文学部に置く。

2 博物館に関する科目及び単位数は、附表4の通りとする。

第22条 授業科目の配置、授業時間数及び授業担当者は、学年の始めに発表する。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

第23条 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を、所定の期間内に届け出て、承認を得なければならない。

第24条 本章に規定する正規の授業のほか、随時に課外講義、公開講義又は講習会を開催する。

第5章 入学、休学、留学、退学及び転部・転科その他

第25条 入学の時期は学年又は学期の始めとする。

第26条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、次のアからクまでのいずれかに該当する者
 - ア 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - エ 文部科学大臣の指定した者
 - オ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - カ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
 - キ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ク 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第27条 入学は、検定によってこれを決定する。入学検定の方法は、別に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学習院高等科及び学習院女子高等科の卒業者は、別に定めるところにより、当該高等科長の推薦に基づき入学を許可する。

第28条 削除

第29条 本大学に編入学を志願する者については、選考の上入学を許可することがある。この場合において、第8条に定める修業年限を短縮することができる。

2 本大学に編入学できる者の資格、選考及び既修得単位の認定については、別に定めるところによ

る。

第30条 本大学に入学を志願する者は、所定の手続をふみ、かつ別表1に定める入学検定料を納付しなければならない。

2 編入学についても前項に準ずる。

3 既納の入学検定料は返付しない。

第31条 入学を許可された者は、所定の期日までに保証人を定め、別表1に定める入学金及び別表2に定める授業料、施設設備費その他の納付金を納め、誓約書・保証書及び住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

2 既納の入学金、授業料、施設設備費その他の納付金は返付しない。ただし、入学を許可された者が入学を辞退する場合において、所定の期日までに願い出たときは、既納の授業料、施設設備費その他の納付金を返付することがある。

3 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費その他の納付金の納入についての細目は、別に定めるところによる。

第32条 保証人は父若しくは母又はこれに代り、保証人としての責務を果たすことができる者でなければならない。

2 保証人は、保証する学生の在学中その一身に関する事項について一切の責に任ずるものとする。

第33条 入学後1年以上を経た者が、転部若しくは転科を希望したときは、学年の始めに限り、選考の上これを許可することがある。

第34条 本大学を退学した者が、再入学を志願する場合は、選考の上退学時に在籍していた学科に限り、これを許可することがある。

2 前項により入学を許可された者に対しては、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

3 本条による再入学については、第30条第1項及び第3項並びに第31条の規定を準用する。

第35条 病気その他やむを得ない理由により3カ月以上欠席しようとする者は、学長の許可を得て休学することができる。病気による場合には、医師の診断書を提出しなければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き休学を要する者は、許可を得てさらに1年間休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 編入学の者についても前項の規定を適用する。

第36条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第37条 願出期日より3カ月以内に休学理由が消滅した場合には、届出により遡って休学許可を取り消す。

第38条 休学に関して第35条ないし第37条に定めるほかは、別に定めるところによる。

第39条 病気その他の理由で退学しようとする者は、理由を付し、保証人が連署して学長に願い出なければならない。病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第40条 削除

第41条 外国の大学又はこれに相当する高等教育機関への留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は、原則として1年を限度とする。ただし、特別の理由がある場合には、さらに1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。

3 留学の許可を得た者については、その留学期間を在学年数に算入する。

4 留学の許可を得た者が、留学した大学において修得した単位については、第14条及び第15条に定めるところによる。

5 留学の許可を得た者については、留学期間中の本大学における授業料（在籍料を除く。）、施設設備費及び研究実験費を減免する。

6 外国の大学との交流協定に基づく留学者で、その協定によって留学先大学の納付金が免除されるときは、前項にかかわらず納付金を納付しなければならない。

7 留学についての細目は、別に定めるところによる。

第42条 在学年数は、8年を超えることができない。ただし、編入学の者は、6年を超えることができない。

第6章 単位修得及び試験

第43条 授業科目を履修した者で、試験又はその他適当な方法による考查に合格した者に対しては、所定の単位を与える。

第44条 試験は、原則として学年末に行う。ただし、必要に応じて学期末に行うことがある。

第45条 各授業科目について、授業時数の3分の1以上欠席した者は、当該科目の単位を修得することはできない。

第46条 やむを得ない事情によって、所定の日時に試験を受けることができなかった者に対しては、当該学部教授会の承認を経て追試験を行うことがある。

2 追試験の手続きについては、別に定めるところによる。

第47条 成績の評価は、100点を満点とし、60点以上をもって合格とする。

成績の表示は

100点～90点 秀 (S)、89点～80点 優 (A)、79点～70点 良 (B)、

69点～60点 可 (C)、59点～0点 不可 (F)

とする。

2 前項の規定にかかわらず、場合により合格・不合格をもって評価・表示をすることがある。

第48条 試験実施についての細目は、別に定めるところによる。

第7章 卒業及び学位

第49条 本大学における規定の修業年限を満たし、所定の授業科目及び単位数を修得した者を卒業者と認め学士の学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、各学部の定めるところにより、当該学部の学生として3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣の定める者を含む。）が、所定の授業科目及び単位数を優秀な成績で修得したと認める場合には、卒業者と認め学士の学位を授与することができる。

第50条 卒業者に授与される学士の学位には、次の区分により専攻分野を付記する。

法学部 法学科 学士（法学）

政治学科 学士（政治学）

経済学部 経済学科 学士（経済学）

経営学科 学士（経営学）

文学部 哲学科 学士（哲学）

史学科 学士（史学）

日本語日本文学科 学士（日本語日本文学）

英語英米文化学科 学士（英語英米文化学）

ドイツ語圏文化学科 学士（ドイツ語圏文化学）

フランス語圏文化学科 学士（フランス語圏文化学）

心理学科 学士（心理学）

教育学科 学士（教育学）

理学部 物理学科 学士（理学）

化学科 学士（理学）

数学科 学士（理学）

生命科学科 学士（理学）

国際社会科学部 国際社会科学科 学士（社会科学）

第50条の2 本学則に定めるもののほか、本大学における学位の授与に関して必要な事項は別に定めるところによる。

第8章 科目等履修生、科目等履修生（高等科生）、特別聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生及び協定留学生

第51条 科目等履修生とは、第26条に定める入学資格を有する者で、本大学の授業科目の履修を願い出て許可された者をいう。

2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許状取得の目的で授業科目の履修を願い出る場合並びに学芸員資格取得の目的で博物館に関する科目の履修を願い出る場合は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。ただし、学習院女子大学に在学している学生については、この限りでない。

3 科目等履修生（高等科生）とは、学習院高等科及び学習院女子高等科の生徒が別に定めるところにより、本大学の授業科目の履修を願い出て許可された者をいう。

第52条 学習院女子大学の学生に対しては、選考の上特別聴講生として聴講を許可することがある。

2 本学と他大学との交流協定に基づき本大学の特定の授業科目を履修することを希望する協定大学に在籍する正規の学生に対しては、選考の上特別聴講生として聴講を許可することがある。

第53条 委託生とは、第26条所定の資格を有する者で、官公庁・外国政府その他の委託に基づき、本大学において聴講及び研究を許可された者をいう。

第54条 研究生とは、本大学の卒業生又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、本大学教員の指導の下に研究することを願い出て許可された者をいう。

第54条の2 協定留学生とは、第27条ないし第29条に定める検定、推薦又は選考によらないで、本学と外国の大学との交流協定に基づき入学を許可された者をいう。

第55条 前5条の許可については、当該学部教授会の議を経なければならない。

第55条の2 科目等履修生、科目等履修生（高等科生）、特別聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生及び協定留学生は、第6条に定める入学定員及び収容定員に算入しない。

第56条 特別聴講生、特別聴講学生、委託生及び協定留学生が、その聴講した科目について受験を願い出たときは、当該学部教授会の議を経てこれを許可することがある。

2 前項により受験した委託生及び協定留学生が成績証明書を請求したときは、これを交付する。

第57条 科目等履修生及び科目等履修生（高等科生）が履修した科目の受験については、当該学部教授会の議を必要としない。

2 前項の試験に合格した者に対しては、本大学所定の単位を与える。

第58条 科目等履修生、科目等履修生（高等科生）、特別聴講生、特別聴講学生、委託生及び研究生の期間は、半年又は1年とする。

第58条の2 協定留学生の在学期間は、原則として1年とする。

第59条 科目等履修生、科目等履修生（高等科生）、特別聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生及び協定留学生についての細目は、別に定めるところによる。

第60条 科目等履修生、科目等履修生（高等科生）、特別聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生及び協定留学生は、正規の学生と同じく本大学の規則を遵守しなければならない。

第9章 学年、学期及び休業日

第61条 本大学の学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて2学期とし、第1学期・第2学期と称する。

3 前項の学期の期間については、別に定める。

第62条 授業を行わない日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律による祝日と休日
- 三 開学記念日 5月15日
- 四 開院記念日 10月17日
- 五 春季休業 2月上旬から3月下旬まで
- 六 夏季休業 8月上旬から9月中旬まで
- 七 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

第63条 学長は、必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、臨時に授業を行う日又は授業を行わない日を定めることができる。

第10章 授業料その他の納付金

第64条 学生の納付すべき授業料、施設設備費及び研究実験費の額並びに納付期限は、別表2による。

第65条 委託生及び研究生の納付すべき授業料及び研究実験費は、別表3による。

2 科目等履修生に関する選考料、登録料及び履修料は、別表4による。ただし、学習院女子大学との別に定める協定に基づいて受け入れる科目等履修生及び学習院高等科、学習院女子高等科との別に定める申し合わせに基づいて受け入れる科目等履修生（高等科生）については、これを免除する。

3 特別聴講生及び特別聴講学生については、選考料、登録料及び履修料を免除する。

第65条の2 協定留学生の納付すべき授業料その他の納付金は、正規の学生が納付すべき金額と同額とする。ただし、願い出によりこれを減免することがある。

第66条 学生は、在学中に授業料その他の納付金に変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

第67条 休学の許可を得た者については、休学期間中の本大学における授業料（在籍料を除く。）、施設設備費及び研究実験費を減免する。

第68条 既納の授業料その他の納付金は返付しない。ただし、年額の授業料を納付している者が第1学期に退学する場合、所定の手続きにより、第2期分の授業料を返付することがある。

第11章 賞罰及び除籍

第69条 学長は、特に推奨すべき行為のあった学生を表彰することができる。

第70条 学生が、本大学の規則若しくは命令に背き又は学生の本分に反する行為を行った場合には、当該学部教授会の議を経て学長が懲戒を加える。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第71条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 第42条で定められた在学年数を超える者
- 二 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促を受けても納付しない者

2 前項第二号によって除籍になった者が、当該年度中に未納金を納付した場合には、除籍を解除することがある。

第12章 教職員

第72条 本大学に学長、副学長、学部長、学科主任等を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 副学長、学部長、学科主任等についての細目は、別に定めるところによる。

第73条 本大学に、教授、准教授、講師、助教、助手及び副手を置き、それぞれ各学部又はスポーツ・健康科学センター、計算機センター若しくは外国語教育研究センターの所属とする。

2 助教、助手又は副手は、東洋文化研究所又は史料館に所属させることができる。副手は、国際センターに所属させることができる。

3 本大学に、非常勤講師を置くことができる。非常勤講師についての細目は、別に定めるところによる。

4 本大学に、客員教授、特別客員教授又は客員研究員を置くことができる。客員教授、特別客員教授及び客員研究員についての細目は、別に定めるところによる。

5 本大学に、大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う任期付教員（教授、准教授、講師、助教）を置くことができる。

6 本大学に、特別任用教授を置くことができる。特別任用教授についての細目は、別に定めるところによる。

第74条 本大学は、別に定めるところにより、名誉教授の称号を授与することがある。

第75条 本大学に教育その他の事務を処理するため、学長室部長・大学経理部長・アドミッションセンター所長・学生センター所長・キャリアセンター部長及び図書館長等を置く。

第76条 本大学に事務職員及び技能職員を置く。

第13章 教授会

第77条 各学部に教授会を置く。

第78条 各学部の教授会は、その学部所属の専任の教授、准教授、特別任用教授及び講師並びに次項による者で組織する。

2 スポーツ・健康科学センター、計算機センター及び外国語教育研究センター所属の専任の教授、准教授及び講師は、本大学のいずれかの学部教授会の構成員となる。

第79条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、また、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第80条 教授会の運営については、別に定めるところによる。

第14章 削除

第81条から第84条まで 削除

第15章 大学協議会

第85条 本大学に大学協議会を置く。

第86条 大学協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 学長

二 副学長

三 研究科委員長

四 専門職大学院研究科長

五 学部長

六 学長室部長

七 大学経理部長

第87条 大学協議会は、次の各号に掲げる事項について学長の諮問を受けこれを審議する。

一 大学学則、大学院学則及び専門職大学院学則

二 大学教育全般にわたる方針・組織・運営等に関する事項

三 その他必要と認められた事項

第88条 大学協議会の運営については、別に定めるところによる。

第16章 学部長会議

第89条 本大学に学部長会議を置く。

第90条 学部長会議は、大学の適正な運営を計ることを目的とし、これに必要な事項について協議する。

第91条 学部長会議は、次に掲げる者をもって構成する。

一 学長

二 副学長

三 学部長

四 学長室部長

五 大学経理部長

六 アドミッションセンター所長

七 学生センター所長

八 図書館長

第92条 学部長会議の運営については、別に定めるところによる。

第17章 委員会

第93条 本大学に次の委員会を置く。

- 一 教務委員会
 - 二 学生委員会
 - 三 入学試験委員会
 - 四 図書委員会
 - 五 教職課程運営委員会
 - 六 学芸員課程委員会
- 2 前項の委員会のほか、特定の事項につき臨時に特別委員会を置くことができる。
 - 3 委員会の組織運営については、各委員会規程の定めるところによる。

第18章 研究施設及び附属施設

第94条 本大学の各学部研究室を置く。

- 2 本大学に次の研究施設を置く。
 - 一 図書館
 - 二 スポーツ・健康科学センター
 - 三 計算機センター
 - 四 外国語教育研究センター
 - 五 東洋文化研究所
 - 六 史料館
 - 七 国際センター
- 3 本大学文学部に人文科学研究所を置く。
- 4 本大学経済学部経済経営研究所を置く。
- 5 本大学理学部に生命分子科学研究所を置く。
- 6 前5項の各施設に関する規定は、別に定めるところによる。

第19章 奨学制度

第95条 本大学に奨学制度を設ける。

- 2 奨学制度に関する規定は、別に定めるところによる。

第20章 厚生保健施設

第96条 学生は、別に定める規定にしたがって次の施設を利用することができる。

- 一 学寮
- 二 集会施設
 - 輔仁会館
- 三 生活相談施設
 - 学生相談室
- 四 保健施設
 - 保健センター
- 五 運動施設
- 六 課外活動施設
 - 黎明会館
 - 富士見会館
- 七 山岳施設
 - 光徳小屋（奥日光）
- 八 臨海施設
 - 沼津游泳場（沼津）
- 九 校外教育施設
 - 西田幾多郎博士記念館（学習院寸心荘）（鎌倉）

第21章 改正

第97条 この学則の改正は、各学部教授会の議を経て、大学協議会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

2 昭和24年4月1日施行の学習院大学学則は、これを廃止する。

附 則

この学則は、昭和60年5月27日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年10月31日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和70年度〔平成7年度〕までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員（名）
法学部	500
法学科	260
政治学科	240
経済学部	500
経済学科	250
経営学科	250
文学部	580
哲学科	90
史学科	80
国文学科	90
英米文学科	120
ドイツ文学科	40
フランス文学科	90
心理学科	70
理学部	150
物理学科	45
化学科	45
数学科	60
計	1,730

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

ただし、改正前の附則のただし書の規定にかかわらず、昭和63年度から昭和70年度〔平成7年度〕までの間の文学部国文学科の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員（名）
文学部	600
国文学科	110
計	1,750

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年10月27日から施行する。ただし、別表2および別表3については平成2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年5月30日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 国文学科の学科名称変更に係る改正中、平成3年3月31日に国文学科に在籍するものについては、当該学科に在籍しなくなるまでの間従前の例による。
- 3 改正前の附則中、「国文学科」とあるのを「日本語日本文学科」に読み替える。
- 4 第6条ならびに昭和62年4月1日改正および昭和63年4月1日改正の附則のただし書の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の文学部の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員（名）	
	平成3年度～平成7年度	平成8年度～平成11年度
文学部	675	605
哲学科	95	85
史学科	90	80
日本語日本文学科	120	110
英米文学科	130	110
ドイツ文学科	60	60
フランス文学科	100	90
心理学科	80	70

附 則

- 1 この学則は、平成3年10月30日から施行する。
- 2 別表2、別表3および別表4については平成4年4月1日から適用する。
- 3 第50条の規定にかかわらず、平成2年4月1日以前の文学部国文学科の入学者の学位は、次のとおりとする。

学士（国文学）

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第6条ならびに昭和62年4月1日改正の附則のただし書の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの間の法学部、経済学部および理学部の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員（名）	
	平成4年度～平成7年度	平成8年度～平成11年度
法学部	560	460
法学科	280	220
政治学科	280	240
経済学部	600	500
経済学科	300	250
経営学科	300	250
理学部	170	150
物理学科	50	45
化学科	50	45
数学科	70	60

附 則

この学則は、平成4年10月30日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年10月29日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成6年3月28日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第31条第1項に定める住民票記載事項証明書提出については、平成7年度入学者から適用する。
- 2 平成5年度までの入学者の授業科目の履修、進級および卒業認定については、各学部の履修規定に特段の定めのない限り、従前の例による。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 第6条ならびに平成3年4月1日改正の附則第4項および平成4年4月1日改正の附則第2項の規定にかかわらず、平成8年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員（名）平成8年度～平成11年度	
法学部	560	
法学科		280
政治学科		280
経済学部	600	
経済学科		300
経営学科		300
文学部	675	
哲学科		95
史学科		90
日本語日本文学科		120
英米文学科		130
ドイツ文学科		60
フランス文学科		100
心理学科		80
理学部	170	
物理学科		50
化学科		50
数学科		70

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、平成12年度から平成15年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

る。

学部・学科	入学定員（名）			
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
法学部	544	528	512	496
法学科	274	268	262	256
政治学科	270	260	250	240
経済学部	580	560	540	520
経済学科	290	280	270	260
経営学科	290	280	270	260
文学部	660	645	631	616
哲学科	93	91	90	88
史学科	89	88	87	86
日本語日本文学科	118	116	114	112
英米文学科	127	124	121	118
ドイツ文学科	58	56	54	52
フランス文学科	96	92	88	84
心理学科	79	78	77	76
理学部	166	162	158	154
物理学科	49	48	47	46
化学科	49	48	47	46
数学科	68	66	64	62
計	1,950	1,895	1,841	1,786

- 3 平成12年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2又は別表3を適用する。
- 4 改正後の附表2のうち各学部における「各学科共通」の表、附表3および附表4は、平成12年度以後の入学者について適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第18条の規定は、平成12年度以後の入学者について適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2又は別表3を適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行し、第15条第3項については平成10年4月1日に遡って適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条の規定並びに附表2及び附表3は、平成12年度以後の入学者について適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第31条第2項については、平成14年4月1日に遡って適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 文学部ドイツ文学科及びフランス文学科の平成17年4月1日以前入学者並びに平成18・19年度第3年次編入学者については、従前の例による。
- 3 第50条の規定にかかわらず、文学部ドイツ文学科及びフランス文学科の平成17年4月1日以前入学者並びに平成18・19年度第3年次編入学者の学位は、次のとおりとする。

ドイツ文学科 学士（ドイツ文学）

フランス文学科 学士（フランス文学）

- 4 平成19年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2又は別表3を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 英米文学科の学科名称変更に係る改正中、平成20年3月31日に英米文学科に在籍するものについては、当該学科に在籍しなくなるまでの間、従前の例による。
- 3 改正後の第18条の規定は、平成20年度以後の入学者について適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 第50条の規定にかかわらず、文学部英米文学科の平成19年度以前入学者並びに平成21年度以前第3年次編入学者の学位は、次のとおりとする。

英米文学科 学士（英米文学）

- 5 平成20年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度以降の入学者の納付金について、施行日前に納付する場合にも別表2又は別表3を適用する。
- 2 平成21年3月31日以前の入学者の納付金については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表1及び別表2を適用する。
- 3 平成25年3月31日以前の入学者の納付金のうち別表2については、維持費を施設設備費に改めるほかは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第47条第1項の規定にかかわらず、平成27年度以前履修規定適用者が平成28年度以降に修得した成績の表示は、次のとおりとする。ただし、平成27年度以前に修得した成績の評価及び表示は、な

お従前の例による。

100点～80点 優（A）、79点～70点 良（B）、
69点～60点 可（C）、59点～0点 不可（D）

3 改正後の附表2は、平成28年度以後の入学について適用し、平成27年度以前の入学については、なお従前の例による。

4 平成28年度入学の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までの間の理学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	収容定員（名）		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
理学部	840	840	840
物理学科	198	196	194
化学科	204	208	212
数学科	240	240	240
生命科学科	198	196	194

3 平成29年度入学の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

4 平成29年3月31日以前の入学の納付金のうち別表2については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第91条第1項第6号については、平成24年4月1日に遡って適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、令和2年度から令和4年度までの間の文学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	収容定員（名）		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
文学部	2,700	2,700	2,700
哲学科	380	380	380
史学科	350	360	370
日本語日文学科	445	450	455
英語英米文化学科	460	460	460
ドイツ語圏文化学科	200	200	200
フランス語圏文化学科	305	290	275
心理学科	360	360	360
教育学科	200	200	200

附 則

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年度入学の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

3 令和4年3月31日以前の入学者の納付金については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

3 令和6年3月31日以前の入学者の納付金については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附表1 全学共通科目

授業科目	単位
基礎教養	2または4
情報	2または4
外国語	1、2または4
スポーツ・健康科学	1または2

※ 全学共通科目の具体的内容及び授業形態（講義、演習、実験、実技など）並びに単位数については、各学部の履修規定の定めるところによる。

※※ 外国語として設置されるものは、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、イタリア語、朝鮮語、アラビア語及び日本語である。

附表2 専門科目

一 法学部

法学科

授業科目	単位
憲法Ⅰ	4
憲法Ⅱ	4
国際法Ⅰ	2
国際法Ⅱ	2
国際法Ⅲ	2
国際法Ⅳ	2
行政と法	2
行政法Ⅰ	2
行政法Ⅱ	2
判例行政法	2
刑法Ⅰ	4
刑法Ⅱ	4
民法Ⅰ	4
民法Ⅱ	4
民法Ⅲ	4
民法Ⅳ	4
商法Ⅰ	4
商法Ⅱ	4
刑事訴訟法Ⅰ	2
刑事訴訟法Ⅱ	2
民事訴訟法Ⅰ	2
民事訴訟法Ⅱ	4
労働法	4

経済法	4
知的財産法	4
租税法	4
国際私法	4
比較憲法	4
英米法Ⅰ	2
英米法Ⅱ	2
法哲学Ⅰ	2
法哲学Ⅱ	2
特殊講義	2または4
演習	2または4
特設演習	2または4
特設基礎講義	2または4

法学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
日本史	2
外国史Ⅰ	2
外国史Ⅱ	2
人文地理学	2
自然地理学	2
地理学	2
地誌学	2
政治学（国際政治を含む）	2
社会学	2
経済学（国際経済を含む）	2
哲学概論	2
西洋倫理学史	4

政治学科

授業科目	単位
政治学Ⅰ	2
政治学Ⅱ	2
政治学Ⅲ	2
政治学Ⅳ	2
行政学Ⅰ	2
行政学Ⅱ	2
日本政治過程論Ⅰ	2
日本政治過程論Ⅱ	2
日本政治外交史Ⅰ	2
日本政治外交史Ⅱ	2
公共政策Ⅰ	2
公共政策Ⅱ	2
地方政治Ⅰ	2
地方政治Ⅱ	2
国際政治Ⅰ	2
国際政治Ⅱ	2
国際政治Ⅲ	2

国際政治Ⅳ	2
国際政治史Ⅰ	2
国際政治史Ⅱ	2
アメリカ政治Ⅰ	2
アメリカ政治Ⅱ	2
中国政治Ⅰ	2
中国政治Ⅱ	2
東アジア政治Ⅰ	2
東アジア政治Ⅱ	2
ヨーロッパ政治史Ⅰ	2
ヨーロッパ政治史Ⅱ	2
比較政治Ⅰ	2
比較政治Ⅱ	2
社会学Ⅰ	2
社会学Ⅱ	2
社会学Ⅲ	2
社会学Ⅳ	2
社会心理学Ⅰ	2
社会心理学Ⅱ	2
日本政治思想史Ⅰ	2
日本政治思想史Ⅱ	2
西洋政治思想史Ⅰ	2
西洋政治思想史Ⅱ	2
公共哲学Ⅰ	2
公共哲学Ⅱ	2
統治システム論Ⅰ	2
統治システム論Ⅱ	2
環境政策論Ⅰ	2
環境政策論Ⅱ	2
社会政策論Ⅰ	2
社会政策論Ⅱ	2
NGO・NPO論Ⅰ	2
NGO・NPO論Ⅱ	2
東アジア国際関係論Ⅰ	2
東アジア国際関係論Ⅱ	2
安全保障論Ⅰ	2
安全保障論Ⅱ	2
国際政治経済Ⅰ	2
国際政治経済Ⅱ	2
国際開発協力論Ⅰ	2
国際開発協力論Ⅱ	2
グローバルガバナンス論Ⅰ	2
グローバルガバナンス論Ⅱ	2
地域研究	2
社会調査法Ⅰ	2
社会調査法Ⅱ	2
社会統計学Ⅰ	2
社会統計学Ⅱ	2

政治意識論Ⅰ	2
政治意識論Ⅱ	2
現代社会思想Ⅰ	2
現代社会思想Ⅱ	2
現代日本の政治思想Ⅰ	2
現代日本の政治思想Ⅱ	2
メディア論Ⅰ	2
メディア論Ⅱ	2
政治学科基礎講義Ⅰ	2
政治学科基礎講義Ⅱ	2
特殊講義	2
政治学科基礎演習Ⅰ	2
政治学科基礎演習Ⅱ	2
特別演習	2
演習	4
外国書講読	2
F TチュートリアルⅠ	4
F TチュートリアルⅡ	4
F T論文	4
実践英語演習Ⅰ (F T)	2
実践英語演習Ⅱ (F T)	2
英語アカデミック・ライティング (F T)	2
英語アカデミック・プレゼンテーション (F T)	2
英語アカデミック・スピーキング (F T)	2
英語アカデミック・トレーニング (F T)	2
外国書講読 (F T)	2
特別演習 (F T)	2

政治学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
日本史	2
外国史Ⅰ	2
外国史Ⅱ	2
人文地理学	2
自然地理学	2
地理学	2
地誌学	2
法律学 (国際法を含む)	2
経済学 (国際経済を含む)	2
哲学概論	2
西洋倫理学史	4

二 経済学部
経済学科

授業科目	単位
基礎ミクロ経済学	4
基礎マクロ経済学	4
経済情報入門Ⅰ	2

経済情報入門Ⅱ	2
経済情報入門Ⅲ	2
統計学入門Ⅰ	2
統計学入門Ⅱ	2
ミクロ経済学	4
マクロ経済学	4
一般経済史	4
経済政策	4
国際経済学	4
財政学	4
金融論	4
統計学	4
労働経済学	4
経済学史	4
日本経済史	4
経済数学Ⅰ	2
経済数学Ⅱ	2
計量経済学	4
日本経済論Ⅰ	2
日本経済論Ⅱ	2
国際金融論	4
産業組織論	4
公共経済学	4
経営学総論	4
会計総論Ⅰ	2
会計総論Ⅱ	2
地方財政論	4
経済発展論	4
農業経済論	4
経済地理学	4
証券市場論	4
社会保障論	4
規制と競争の経済学	4
環境経済学	4
ゲーム理論Ⅰ	2
ゲーム理論Ⅱ	2
開発経済学	4
民法	4
商法	4
経済学特殊講義	2 または 4
入門演習	2
演習	2 または 4
特別演習	2
ミクロ経済学（上級Ⅰ）	2
ミクロ経済学（上級Ⅱ）	2
マクロ経済学（上級Ⅰ）	2
マクロ経済学（上級Ⅱ）	2
一般経済史（上級Ⅰ）	2

一般経済史（上級Ⅱ）	2
経済政策（上級Ⅰ）	2
経済政策（上級Ⅱ）	2
国際経済学（上級Ⅰ）	2
国際経済学（上級Ⅱ）	2
財政学（上級Ⅰ）	2
財政学（上級Ⅱ）	2
現代金融論（上級Ⅰ）	2
現代金融論（上級Ⅱ）	2
統計学（上級Ⅰ）	2
統計学（上級Ⅱ）	2
労働経済学（上級Ⅰ）	2
労働経済学（上級Ⅱ）	2
日本経済史（上級Ⅰ）	2
日本経済史（上級Ⅱ）	2
経済数学（上級Ⅰ）	2
経済数学（上級Ⅱ）	2
計量経済学（上級Ⅰ）	2
計量経済学（上級Ⅱ）	2
日本経済論（上級Ⅰ）	2
日本経済論（上級Ⅱ）	2
国際金融論（上級Ⅰ）	2
国際金融論（上級Ⅱ）	2
産業組織論（上級Ⅰ）	2
産業組織論（上級Ⅱ）	2
公共経済学（上級Ⅰ）	2
公共経済学（上級Ⅱ）	2
社会保障論（上級Ⅰ）	2
社会保障論（上級Ⅱ）	2
環境経済学（上級Ⅰ）	2
環境経済学（上級Ⅱ）	2
ゲーム理論（上級Ⅰ）	2
ゲーム理論（上級Ⅱ）	2
開発経済学（上級Ⅰ）	2
開発経済学（上級Ⅱ）	2

経済学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
日本史	2
外国史Ⅰ	2
外国史Ⅱ	2
人文地理学	2
自然地理学	2
地理学	2
地誌学	2
法律学（国際法を含む）	2
政治学（国際政治を含む）	2
社会学	2

哲学概論	2
西洋倫理学史	4
経営学科	

授業科目	単位
経営入門演習	2
経営管理論	4
経営組織論Ⅰ	2
経営組織論Ⅱ	2
経営戦略Ⅰ	2
経営戦略Ⅱ	2
人的資源管理論Ⅰ	2
人的資源管理論Ⅱ	2
経営史Ⅰ	2
経営史Ⅱ	2
経営科学入門Ⅰ	2
経営科学入門Ⅱ	2
経営科学応用Ⅰ	2
経営科学応用Ⅱ	2
経営数学Ⅰ	2
経営数学Ⅱ	2
経営統計Ⅰ	2
経営統計Ⅱ	2
経営情報入門Ⅰ	2
経営情報入門Ⅱ	2
情報システムⅠ	2
情報システムⅡ	2
情報処理	2
情報通信	2
マルチメディアと数学Ⅰ	2
マルチメディアと数学Ⅱ	2
会計総論Ⅰ	2
会計総論Ⅱ	2
経営財務Ⅰ	4
経営財務Ⅱ	4
マーケティングⅠ	2
マーケティングⅡ	2
ビジネス・エコノミクスⅠ	2
ビジネス・エコノミクスⅡ	2
経済原論	4
企業と社会	2
企業者論	2
多国籍企業論Ⅰ	2
多国籍企業論Ⅱ	2
新興国企業論Ⅰ	2
新興国企業論Ⅱ	2
技術革新	2
公益企業論	4

中小企業論Ⅰ	2
中小企業論Ⅱ	2
日本経営史Ⅰ	2
日本経営史Ⅱ	2
西洋経営史Ⅰ	2
西洋経営史Ⅱ	2
産業変革Ⅰ	2
産業変革Ⅱ	2
生産システムⅠ	2
生産システムⅡ	2
システム科学Ⅰ	2
システム科学Ⅱ	2
情報マネジメント	2
ネットワーク論	2
簿記入門Ⅰ	4
簿記入門Ⅱ	4
簿記論	4
財務会計Ⅰ	2または4
財務会計Ⅱ	2または4
会計監査Ⅰ	2
会計監査Ⅱ	2
原価会計Ⅰ	2
原価会計Ⅱ	2
管理会計Ⅰ	2
管理会計Ⅱ	2
国際会計Ⅰ	2
国際会計Ⅱ	2
企業評価論Ⅰ	2
企業評価論Ⅱ	2
消費者行動Ⅰ	2
消費者行動Ⅱ	2
プロダクト・マネジメントⅠ	2
プロダクト・マネジメントⅡ	2
マーケティング・コミュニケーションⅠ	2
マーケティング・コミュニケーションⅡ	2
マーケティング・リサーチⅠ	2
マーケティング・リサーチⅡ	2
流通システムⅠ	2
流通システムⅡ	2
商法	4
産業事情	2
民法	4
経営学特殊講義	1、2または4
演習	2または4
特別演習	2

経営学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
------	----

日本史	2
外国史 I	2
外国史 II	2
人文地理学	2
自然地理学	2
地理学	2
地誌学	2
法律学（国際法を含む）	2
政治学（国際政治を含む）	2
社会学	2
経済学（国際経済を含む）	2
哲学概論	2
西洋倫理学史	4
情報社会および倫理	2
情報と職業	2
プログラミング初級	2
プログラミング中級	2
情報理論概論	2
情報セキュリティと情報倫理	2
人工知能概論	2
各学科共通	

授業科目	単位
英語で学ぶ経済学	2または4
英語で学ぶ経営理論	2または4
英語で学ぶビジネス事情	2または4
外国書講読	2または4

三 文学部
哲学科

授業科目	単位
哲学概論	2または4
哲学史	2または4
哲学講義	2または4
西洋比較思想	2または4
思想史講義	2または4
美学概論	2または4
美学講義	2または4
美術史概説	2または4
美術史講義	2または4
比較芸術学講義	2または4
比較文化論講義	2または4
基礎演習 A	2または4
2年次演習 A	2または4
基礎演習 B	2または4
2年次演習 B	2または4
哲学演習 I	2または4
哲学演習 II	2または4

現代論理学演習Ⅰ	2または4
現代論理学演習Ⅱ	2または4
現代哲学演習Ⅰ	2または4
現代哲学演習Ⅱ	2または4
思想史演習Ⅰ	2または4
思想史演習Ⅱ	2または4
美学演習	2または4
美術史演習Ⅰ	2または4
美術史演習Ⅱ	2または4
比較芸術学演習Ⅰ	2または4
比較芸術学演習Ⅱ	2または4
比較文化論演習	2または4
卒業論文	12

哲学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
日本史	2
外国史Ⅰ	2
外国史Ⅱ	2
人文地理学	2
自然地理学	2
地理学	2
地誌学	2
法律学（国際法を含む）	2
政治学（国際政治を含む）	2
社会学	2
経済学（国際経済を含む）	2

史学科

授業科目	単位
史学概論	2
史資料入門	2
日本史概説	2または4
東洋史概説	2または4
西洋史概説	2または4
考古学概説	2または4
古文書学概説	2または4
アーカイブズ学概説	2または4
歴史文献講読入門	2または4
日本史特殊講義	2または4
東洋史特殊講義	2または4
西洋史特殊講義	2または4
アーカイブズ学特殊講義	2または4
日本史演習	2または4
東洋史演習	2または4
西洋史演習	2または4
古文書学演習	2または4
アーカイブズ学演習	2または4

外国語講読	2 または 4
4 年生演習	2 または 4
校外実習	2
基礎演習 A	2
基礎演習 B	2
卒業論文	12

史学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
人文地理学	2
自然地理学	2
地理学	2
地誌学	2
法律学（国際法を含む）	2
政治学（国際政治を含む）	2
社会学	2
経済学（国際経済を含む）	2
哲学概論	2
西洋倫理学史	4

日本語日本文学科

授業科目	単位
日本語学概論	4
日本語史概説	4
日本文法	4
日本文学概論	4
日本文学研究法	4
日本文学史概説Ⅰ	4
日本文学史概説Ⅱ	4
日本文学史概説Ⅲ	4
日本語学講義Ⅰ	4
日本語学講義Ⅱ	2 または 4
日本文学講義Ⅰ	4
日本文学講義Ⅱ	2 または 4
現代日本語研究Ⅰ	2
現代日本語研究Ⅱ	2
現代日本語研究Ⅲ	4
現代日本語研究Ⅳ	2
現代日本語研究Ⅴ	2
現代日本語研究Ⅵ	2
現代日本語研究Ⅶ	2
言語学講義	4
対照言語学	4
日本語学演習	4
日本文学演習	4
中国文学講義	4
外国語講読	2 または 4
基礎演習Ⅰ	2

基礎演習Ⅱ	2
日本語教育Ⅰ	2
日本語教育Ⅱ	2
日本語教育Ⅲ	3
日本語教育Ⅳ	2
日本語教育Ⅴ	2
卒業論文	12

日本語日本文学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
書道史	2
書道概論	2
書道Ⅰ	2
書道Ⅱ	2
書道Ⅲ	2

英語英米文化学科

授業科目	単位
現代研究コース入門講義Ⅰ	2
現代研究コース入門講義Ⅱ	2
英語文化コース入門講義Ⅰ	2
英語文化コース入門講義Ⅱ	2
言語・教育コース入門講義	4
現代研究コース講義	4
英語文化コース講義	4
言語・教育コース講義	4
現代研究コース演習	4
英語文化コース演習	4
言語・教育コース演習	4
現代研究コースゼミナール	4
英語文化コースゼミナール	4
言語・教育コースゼミナール	4
文化背景演習	4
英米文学特別演習	2
翻訳特別演習	2
通訳特別演習	2
英語教育特別演習	2
異文化留学特別演習	2
アカデミック・ライティング演習（初級Ⅰ）	2
アカデミック・ライティング演習（初級Ⅱ）	2
アカデミック・ライティング演習（中級Ⅰ）	2
アカデミック・ライティング演習（中級Ⅱ）	2
アカデミック・ライティング演習（上級Ⅰ）	2
アカデミック・ライティング演習（上級Ⅱ）	2
アカデミック・プレゼンテーション演習（初級Ⅰ）	2
アカデミック・プレゼンテーション演習（初級Ⅱ）	2
アカデミック・プレゼンテーション演習（中級Ⅰ）	2
アカデミック・プレゼンテーション演習（中級Ⅱ）	2

海外語学文化研修	2
英語教育インターンシップ	2
卒業論文	12

ドイツ語圏文化学科

授業科目	単位
言語・情報 講義	2
文学・文化 講義	2
現代地域事情 講義	2
ジェンダーと言語	2
ジェンダーと表象文化	2
ジェンダーと現代社会	2
コミュニケーション演習（初級）1	2
コミュニケーション演習（初級）2	2
コミュニケーション演習（中級）1	2
コミュニケーション演習（中級）2	2
コミュニケーション演習（中級）3	2
コミュニケーション演習（上級）	2
言語・情報 入門ゼミナール	2
文学・文化 入門ゼミナール	2
アカデミック・スキルズ入門	2
現代地域事情 入門ゼミナール	2
言語・情報コース ゼミナール	2
文学・文化コース ゼミナール	2
現代地域事情コース ゼミナール	2
言語・情報コース 専門演習	2
文学・文化コース 専門演習	2
現代地域事情コース 専門演習	2
ジェンダー・スタディーズ演習（基礎）	2
ジェンダー・スタディーズ演習（発展）	2
通訳・翻訳者養成演習（基礎）	2
通訳・翻訳者養成演習（実践）	2
アカデミック・ライティング演習	2
ドイツ語圏インターンシップ・プログラム	2
海外ドイツ語・文化研修	2
卒業論文・卒業論文指導（または卒業研究・卒業研究指導演習）	12

フランス語圏文化学科

授業科目	単位
フランス語圏文化入門（言語・翻訳）	4
フランス語圏文化入門（舞台・映像）	4
フランス語圏文化入門（広域文化）	4
フランス語圏文化入門（文学・思想）	4
フランス語圏文化講義（言語・翻訳）	4
フランス語圏文化講義（舞台・映像）	4
フランス語圏文化講義（広域文化）	4
フランス語圏文化講義（文学・思想）	4

フランス語圏文化演習（言語・翻訳）	4
フランス語圏文化演習（舞台・映像）	4
フランス語圏文化演習（広域文化）	4
フランス語圏文化演習（文学・思想）	4
フランス語演習	4
論文指導演習	2
フランス語実習	4
文献調査演習	4
入門演習	2
基礎演習Ⅰ	4
基礎演習Ⅱ	4
ゼミナール	4
卒業論文（または卒業翻訳もしくは卒業演習）	12

心理学科

授業科目	単位
心理学概論	4
心理学研究法Ⅰ	4
心理学研究法Ⅱ	4
心理学演習Ⅰ	4
心理学演習Ⅱ	4
学習・認知心理学ゼミナール	4
発達・教育心理学ゼミナール	4
臨床心理学ゼミナール	4
社会心理学ゼミナール	4
心理学実験演習Ⅰ	4
心理学実験演習Ⅱ	4
学習心理学	2または4
認知心理学	2または4
性格心理学	2または4
発達心理学	2または4
社会心理学	2または4
教育心理学	2または4
臨床心理学	2または4
産業心理学	2または4
生理心理学	2または4
応用心理学	2または4
職業指導概論	2または4
職業指導管理論	2または4
心理学史	2または4
心理学特殊講義	2または4
公認心理師基礎論	2または4
心理実習	2または4
外国語講読	2または4
卒業論文	12

教育学科

授業科目	単位
------	----

初等教育学	2
教育学理論	2
基礎演習	2
自然体験実習	2
特別支援教育論（小）	2
社会体験実習	2
教育学・教育実践演習Ⅰ	2
教育学・教育実践演習Ⅱ	2
教育学・教育実践演習Ⅲ	2
教育の歴史と現代	2
子ども文化論	2
学級経営論	2
児童発達心理学	2
子どもと発達	2
環境教育論	2
ボランティア学習論	2
国際理解教育論	2
日本語教育論	2
言語表現法	2
発信技法	2
教育情報発信	2
学校カウンセリング論	2
アクティブ・ラーニング	2
生涯学習論	2
授業研究	2
教師論	2
教育社会学	2
教育学原典講読	2
教育学総合研究	2
教育実践総合研究	2
教育特別講義	2
教職概論	2
教育基礎	2
教育心理学	2
教育制度	2
初等教育課程論	2
初等国語科教育法	2
初等社会科教育法	2
初等算数科教育法	2
初等理科教育法	2
初等生活科教育法	2
初等音楽科教育法	2
初等図画工作科教育法	2
初等家庭科教育法	2
初等体育科教育法	2
初等英語科教育法	2
初等道徳教育指導法	2
初等総合的な学習の時間指導法	2

初等特別活動指導法	2
初等教育方法・技術	2
初等ICT活用の理論と実践	2
初等生徒・進路指導	2
教育相談	2
教職実践演習（小）	2
初等教育実習Ⅰ	1
初等教育実習Ⅱ	2
初等教育実習Ⅲ	2
介護概論	1
国語科概説	2
社会科概説	2
算数科概説	2
理科概説	2
生活科概説	2
音楽科概説	2
図画工作科概説	2
家庭科概説	2
体育科概説	2
英語科概説	2
書道	2
卒業論文	12

※ 初等教育実習1単位当りの時間数については、文学部教育学科履修規定の定めるところによる。

各学科共通

授業科目	単位
言語学概論	2または4
古典ギリシア語	2または4
古典ラテン語	2または4
ギリシア・ラテン文学史	2または4
漢語原書講読	2または4
聖書研究	4
宗教学概論	2または4
現代学入門	2または4
現代マンガ学講義	2または4
ロゴスと美	2
日本宗教史	2
宗教の現在	2
文学部共通演習	2または4
文学部共通講義	2または4

四 理学部

物理学科

授業科目	単位
一般物理学	2
力学基礎1	2
力学基礎2	2

数学Ⅰ	2
数学Ⅱ	2
数学Ⅲ	2
数学Ⅳ	2
数学Ⅴ	2
解析力学	2
原子物理学概論	2
光学	2
電磁気学Ⅰ	2
電磁気学Ⅱ	2
電磁気学Ⅲ	2
量子力学Ⅰ	2
量子力学Ⅱ	2
量子力学Ⅲ	2
熱学および統計力学Ⅰ	2
熱学および統計力学Ⅱ	2
熱学および統計力学Ⅲ	2
物性物理学Ⅰ	2
物性物理学Ⅱ	2
物性物理学Ⅲ	2
流体力学	2
核および天体物理学Ⅰ	2
核および天体物理学Ⅱ	2
生物物理学Ⅰ	2
生物物理学Ⅱ	2
物理学・数学演習Ⅰ	2
物理学・数学演習Ⅱ	2
物理学・数学演習Ⅲ	2
基礎科学実験Ⅰ（物理）	2
基礎科学実験Ⅱ（化学）	1
基礎科学実験Ⅱ（生命科学）	1
物理実験Ⅰ	4
物理実験Ⅱ	4
物理実験Ⅲ	4
物理学輪講	2
物理学特別研究	10
確率および統計	2
数値解析および計算機Ⅰ	2
数値解析および計算機Ⅱ	2
音響学	2
エレクトロニクス	2
波動光学	2
物理計測学	2
応用物理学特論	2
地球物理学	2
基礎化学	2
基礎生命科学	2
工作法	2

実験技術実習	1
現代数学 1	2
現代数学 2	2
物理学特論 1	2
物理学特論 2	2
特殊相対論	2
物理数学入門 1	2
物理数学入門 2	2
量子力学特論	2

物理学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
地学概論 I	2
地学概論 II	2
地学実験	2

化学科

授業科目	単位
数学 1	2
数学 2	2
数学 3	2
数学演習	2
物理学 1	2
物理学 2	2
物理学 3	2
物理学 4	2
物理化学 I	2
物理化学 II	2
物理化学 III	2
物理化学 IV	2
構造化学	2
分光化学	2
無機化学 I	2
無機化学 II	2
無機化学 III	2
無機材料化学	2
無機固体化学	2
分析化学 1	2
分析化学 2	2
分析化学 3	2
有機化学概論 I	2
有機化学概論 II	2
有機化学 I	2
有機化学 II	2
有機反応論	2
最新有機化学	2
基礎生命科学	2
基礎科学実験 1 (化学)	2

基礎科学実験 2 (物理)	1
基礎科学実験 2 (生命科学)	1
実験技術実習	1
化学実験 1	6
化学実験 2	6
化学実験 3	6
化学輪講	3
化学特別研究	10
化学特別講義	2
化学演習 1	2
化学演習 2	2
エネルギー化学	2
環境地球化学	2
高分子化学	2
有機化学実験法	2
応用化学	2
化学英語	2

化学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
地学概論 I	2
地学概論 II	2
地学実験	2

数学科

授業科目	単位
微分積分 I	6
微分積分 II	4
微分積分 III	6
線形代数 I	4
線形代数 II	6
集合と論理	2
微分方程式入門	4
位相入門	4
代数入門	4
複素関数入門	6
ベクトル解析	2
数学特別研究	12
数学基礎セミナー	2
線形代数 III	2
微分方程式	2
計算機	2
複素関数論	2
測度と積分 I	2
測度と積分 II	2
代数 I	4
代数 II	2
曲線と曲面	4

位相空間	4
関数解析	2
多様体	2
位相幾何入門	2
確率 I	2
確率 II	2
代数学 1	2
代数学 2	2
代数学 3	2
幾何学 1	2
幾何学 2	2
幾何学 3	2
解析学 1	2
解析学 2	2
関数解析続論	2
確率続論	2
数理科学 1	2
数理科学 2	2
数理科学 3	2
計算機続論	2
アルゴリズムと計算	2
数学講話 1	2
数学講話 2	2
数学輪講 1	2
数学輪講 2	2
生命科学科	

授業科目	単位
数学基礎 1	2
数学基礎 2	2
物理学基礎	2
化学基礎	2
生物物理化学 1	2
生物物理化学 2	2
有機化学基礎 1	2
有機化学基礎 2	2
基礎科学実験 1 (生命科学)	2
基礎科学実験 2 (物理)	1
基礎科学実験 2 (化学)	1
生化学 1	2
生化学 2	2
分子細胞生物学 1	2
分子細胞生物学 2	2
分子細胞生物学 3	2
分子細胞生物学 4	2
動物科学	2
植物科学	2
発生生物学	2

生命科学研究法 1	2
生命科学研究法 2	2
生命科学研究法 3	2
生命科学演習 1	2
生命科学演習 2	2
生命科学演習 3	2
生命科学実験 1	2
生命科学実験 2	8
生命科学実験 3	8
生命科学輪講	4
生命科学特別研究	10
バイオインフォマティクス	2
生態・環境科学	2
分子進化学	2
放射線生物学	2
野外生命科学 1	2
野外生命科学 2	2
創薬科学	2
免疫生物学	2
ヒトの生物学	2
神経科学	2
植物分子生理学	2
生物工学	2
科学英語演習	2

生命科学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
地学概論 I	2
地学概論 II	2
地学実験	2

五 国際社会科学部

国際社会科学科

授業科目	単位
English Communication I	2
Academic Skills I Reading	1
Academic Skills I Writing	1
Presentation I	1
Self-Directed Learning I	1
English Communication II	2
Academic Skills II Reading	1
Academic Skills II Writing	1
Presentation II	1
Self-Directed Learning II	1
Economics in the World	1
Issues in the World	1
Globalization and Business	1
Peace and Conflict	1

Advertising and the Media	1
Social Diversity	1
Global Challenges	1
Theme-Based Discussions	1
Group Project	1
Business Communication	1
Critical Reading	1
Advanced Academic Writing	1
Oral Fluency	1
CLIL Seminars	1
Area Studies	2
Independent Studies	2
海外研修 I	1
海外研修 II	1
ビジネス法	2
開発と環境の地理学	2
社会学	2
中国経済論	2
アジア経済論	2
国際開発論	2
ミクロ経済学	2
社会科学のためのデータ分析	2
マクロ経済学	2
グローバル経済論	2
マネジメント論	2
会計学	2
マーケティング	2
統計学	2
社会科学のための数学	2
経営戦略	2
世界の宗教文化	2
国際経営論	2
入門演習 I	2
入門演習 II	2
比較会社法	2
世界の貧困問題	2
計量社会学	2
中国社会の経済分析	2
地域研究の手法	2
アフリカ経済論	2
インド経済論	2
国際貿易論	2
経済成長論	2
国際金融論	2
組織行動論	2
国際会計論	2
ブランドと消費者行動	2
ゲーム理論	2

技術経営論	2
Law and Economics	2
Sustainable Development	2
Sociology of Population	2
Modern Chinese Economy	2
Emerging Asian Economy and Society	2
Economic Development	2
International Economics	2
Productivity and Efficiency Analysis	2
The Economic Development of Japan	2
Theory of International Finance	2
Cross-Cultural Organizational Behavior	2
Financial Accounting	2
Marketing Strategy	2
Studies of Multinational Enterprises	2
Industrial Organization	2
Corporate Finance and Law	2
Case Study Methods	2
International Migration	2
Politics and Economy in Southeast Asia	2
Education and Economic Development in Developing Countries	2
Current Economic Issues in the Global Economy	2
Globalization, Economic Growth and Income Distribution	2
International Macroeconomic Policy	2
International Human Resource Management	2
Financial Statement Analysis	2
Global Marketing	2
Asian Business Law	2
International Comparison of Law and Society	2
International Trade Law	2
Game Theory and Negotiation	2
Intellectual Property Rights in the Global Market	2
Health Economics	2
Innovation Management and Globalization	2
Japan in the World Economy	2
国際社会科学特殊講義	2または4
Special Lecture on International Social Sciences	2または4
専門演習Ⅰ	2
専門演習Ⅱ	2
卒業演習	4
卒業演習Ⅰ	2
卒業演習Ⅱ	2

国際社会科学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
日本史	2

外国史Ⅰ	2
外国史Ⅱ	2
地理学	2
地誌学	2
法律学（国際法を含む）	2
政治学（国際政治を含む）	2
哲学概論	2
西洋倫理学史	4

附表 3

教職に関する科目

1. 中等教員養成

授業科目	単位
社会科教育法Ⅰ	2
社会科教育法Ⅱ	2
社会科・公民科教育法Ⅰ	2
社会科・公民科教育法Ⅱ	2
情報科教育法Ⅰ	2
情報科教育法Ⅱ	2
社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2
社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2
国語科教育法Ⅰ	2
国語科教育法Ⅱ	2
国語科教育法Ⅲ	2
国語科教育法Ⅳ	2
書道科教育法Ⅰ	2
書道科教育法Ⅱ	2
英語科教育法Ⅰ	2
英語科教育法Ⅱ	2
英語科教育法Ⅲ	2
英語科教育法Ⅳ	2
独語科教育法Ⅰ	2
独語科教育法Ⅱ	2
独語科教育法Ⅲ	2
独語科教育法Ⅳ	2
仏語科教育法Ⅰ	2
仏語科教育法Ⅱ	2
仏語科教育法Ⅲ	2
仏語科教育法Ⅳ	2
職業指導科教育法Ⅰ	2
職業指導科教育法Ⅱ	2
職業指導科教育法Ⅲ	2
職業指導科教育法Ⅳ	2
理科教育法Ⅰ	2
理科教育法Ⅱ	2
理科教育法Ⅲ	2
理科教育法Ⅳ	2
数学科教育法Ⅰ	2

数学科教育法Ⅱ	2
数学科教育法Ⅲ	2
数学科教育法Ⅳ	2
教育基礎	2
教職概論	2
教育制度	2
教育心理学	2
特別支援教育論（中・高）	2
教育課程論	2
道德教育指導論	2
総合的な学習の時間指導論	2
特別活動指導論	2
教育方法・技術	2
I C T活用の理論と実践	2
生徒・進路指導論	2
教育相談	2
教育実習Ⅰ	1
教育実習Ⅱ	2
教育実習Ⅲ	2
教職実践演習（中・高）	2
介護概説	1
学校インターンシップ	2
授業指導論	2
部活動指導論	2
教職総合研究Ⅰ	2
教職総合研究Ⅱ	2
教職総合研究Ⅲ	2
教職総合研究Ⅳ	2

※ 教育実習1単位当りの時間数については、教職課程履修規定の定めるところによる。

2. 初等教員養成

※ 初等教員養成の科目は、文学部教育学科の専門科目の一部をもってあてる。

附表4

博物館に関する科目

授業科目	単位
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館教育論	2
博物館実習	3
文化史特殊講義	4
資・史料整理法	4
美術史講義	4
考古学	4

民俗学特殊講義	4
自然科学史	4
力学基礎 1	2
電磁気学 1	2
無機化学 I	2
無機化学 II	2
有機化学概論 I	2
有機化学概論 II	2
生化学 1	2
生化学 2	2
動物科学	2
植物科学	2
地学概論 I	2
地学概論 II	2

別表 1

区分	金額 (円)
入学検定料	35,000
入学金	200,000

別表 2

区分	年額 (円)	分納額及び分納期		
		第 1 期	第 2 期	
		4 月 30 日まで	9 月 30 日まで	
授業料	法学部	796,000	458,000	338,000
	経済学部			
	文学部	870,000	495,000	375,000
	理学部	1,209,000	664,500	544,500
	国際社会科学部	1,035,000	577,500	457,500
施設設備費	法学部	310,000	310,000	—
	経済学部			
	文学部			
	国際社会科学部			
	理学部	370,000	370,000	—
研究実験費	心理学科	30,000	30,000	—
	教育学科			
	物理学科	80,000	80,000	—
	化学科 生命科学科			

(備考)

- 1 授業料には在籍料120,000円を含むものとし、第1期に納付することとする。
- 2 本表に記載の分納期にかかわらず、入学年度の第1期分授業料、施設設備費及び研究実験費は、入学手続き時に納付するものとする。

別表 3 (委託生、研究生)

区分	年額 (円)	摘要
法学部		

授業料	経済学部 文学部 国際社会科学部	410,000	期間が半年の場合は205,000円
	理学部	610,000	期間が半年の場合は305,000円
研究実験費	心理学科・教育学科	20,000	期間が半年の場合は10,000円
	物理学科・化学科・生命科 学科	60,000	期間が半年の場合は30,000円

別表4（科目等履修生）

区分	金額（円）	摘要
選考料	20,000	
登録料	10,000	2年間以上継続して履修する場合は初年度のみ
履修料	1科目につき 60,000	半期終了科目は 30,000円